

# 第 2 回座間味村議会定例会

第 1 日 目

6 月 17 日

## 令和元年第2回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 元 年 6 月 1 7 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和元年6月17日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和元年6月17日 午後2時49分 議長宣言		
出 席 議 員  ( 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員  ( 不 応 招 )	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	6 番	宮 平 清 志	1 番	宮 平 讓 治
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	副 村 長	宮 平 真由美	船 舶 ・ 観 光 課 長	糸 嶺 直 生
	教 育 長	中 村 光 男		
	総 務 ・ 福 祉 課 長	宮 平 壮 一 郎		
	産 業 振 興 課 長	松 田 力		
	会 計 課 長	垣 花 健		

## 令和元年第2回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和元年6月17日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（議案第26号～議案第33号まで）
7	議案第26号	専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号））
8	議案第27号	専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）
9	議案第28号	専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
10	議案第29号	専決処分の承認について（沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約）
11	議案第30号	専決処分の承認について（平成31年度座間味村一般会計補正予算（第1号））
12	議案第31号	座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について
13	議案第32号	令和元年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について
14	議案第33号	令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
15	報告第1号	令和元年度座間味村繰越明許費繰越計算書について
16	発議第1号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書
17	発議第2号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
18	発議第3号	「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書
19	発議第4号	北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議
20	発議第5号	北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和元年第2回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番 宮平清志議員及び1番 宮平讓治議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成31年3月9日～令和元年6月17日

3月 9日	三校卒業式
3月19日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
〃	例月出納検査（一般会計）
3月23日	くじら音楽祭
3月29日	平成31年第1回臨時議会
4月 8日	座間味村三校卒業式
4月12日	沖縄県町村議会事務局長連絡会議（自治会館）
4月18日	例月出納検査（特別会計・航路事業特別会計）
4月19日	例月出納検査（一般会計）
4月25日	南部離島町村議長連絡協議会（自治会館）
4月26日	平成31年度沖縄振興拡大会議（自治会館）
5月16日	南部地区市町村議会議長離島行政視察研修・臨時総会（久米島町）
5月17日	南部地区市町村議会議長離島行政視察研修・臨時総会（久米島町）
5月20日	離島六村議会運営協議会行政視察研修（香川県）
5月21日	離島六村議会運営協議会行政視察研修（香川県）
5月22日	離島六村議会運営協議会行政視察研修（香川県）
5月23日	沖縄県町村監査委員協議会研修会（自治会館）
〃	沖縄県町村監査委員協議会定期総会（自治会館）
〃	南部地区町村等監査委員協議会・定期総会（自治会館）
5月24日	南部地区市町村議会事務局職員研究会（糸満市役所）
5月27日	沖縄県町村議会議長・副議長研修会
5月28日	沖縄県町村議会議長・副議長研修会
〃	例月出納監査

5月29日	沖縄県町村議会議長・副議長研修会
〃	県土木建築部との行政懇談会（自治会館）
〃	例月出納監査
5月31日	南部広域行政組合議会・全員協議会
〃	南部広域行政組合議会・臨時会
6月4日	定期総会・職員研修会（自治会館）
6月5日	新任職員研修会（自治会館）
6月10日	全員協議会
6月17日	令和元年第2回6月定例議会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうも一日、よろしく願いをいたします。

令和元年第2回座間味村議会6月定例会行政報告につきましては、お手元にお配りしたとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。以上でございます。

### 行 政 報 告

令和元年6月17日

平成31年第1回座間味村議会定例会（平成31年3月4日）以降の主な事項について行政報告をいたします。

平成31年	3月6日	3月定例議会
	3月9日	3校卒業式（阿嘉小中学校参加）
	3月11日	観光振興計画審議会
	3月12日	内閣府離島関係予算面談（東京）
	3月13日	沖縄県総合交通体系基本計画推進協議会
	3月16日	座間味村慰霊祭
	3月19日	座間味幼稚園卒園式
	〃	さんごゆんたく館運営協議会臨時総会
	3月22日	那覇警察署中西座間味駐在来訪
	3月23日	クジラ音楽祭
	3月28日	沖縄県地域振興協議会臨時総会
	3月29日	第1回臨時議会 退職者辞令交付式
	4月1日	新年度辞令交付式
	4月9日	3校入学式（阿嘉小中学校）
	4月10日	2園入園式
	4月13日	座間味村の海開き
	4月18日	国際映画祭オープニングセレモニー

	4月26日	南部振興理事会・県民の警察官表彰式・沖縄振興拡大会議
	4月28日	宮平うめかじまや一祝
令和 元年	5月15日	内閣府一括交付金視察 国税事務所・北那覇税務署長表敬
	5月18日	第8回ざまみカップ
	5月20日	南部広域行政組合理事会
	5月21日	沖縄県市町村振興協議会評議委員会
	5月22日	阿真区総会
	6月 5日	サバニレース記者発表会
	〃	荒竹内閣府参事官来訪

これで行政報告は終わりました。

○ 議長（中村秀克）

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

おはようございます。では私のほうから一般質問を一つ。阿嘉港の東側、船揚げ場の整備について伺いたいと思います。去年の10月ごろの台風接近により、損傷している船揚げ場がいまだ整備されていない状況にあり、早急な整備が必要であるが、今後の見通しを伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

おはようございます。本日一日よろしく申し上げます。今、中村 勇議員から御質問のありました件ですが、阿嘉の漁港に関しましては県の管轄であるため、国による災害査定が先月5日に実施され、その結果が承認が下りたということであります。県のほうに確認しましたら、この工事の工程につきましては7月に入札、契約を行い、8月から12月までの工期で整備を行うと伺っております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

先ほど課長から話がありました。県の農林水産の担当課も、たしか現場を確認していると思います。この時期、台風の接近もあると考えられますので、7月に入札、8月工事予定ですか。大きな船とかが揚げられない状況に今なっていますので、この工事を早目に進めてほしいと思います。

このバースに関しては、毎年台風の接近のたびにめくれ上がったりと、このような状況でありますので、施工方法とかいろいろ考えてくれると思うのですけれども、小さい船だけだったら何とかかなと思いますけれども、大きな船とかの場合は大変厳しい状況になりますので、県の工事でありますけれども、立場でありますけれども、ひとつ役場のほうからもいい形でできるように陳情をしてほしいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今お話がありましたように当然台風シーズンに入りますので、我々もこの工期ではまた台風による被害が

起きないかなと想定しております。そのためにも、また別の意味で県のほうには緊急に応急処置ができないかということを要望していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、よろしく申し上げます。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（中村秀克）

続きまして6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。よろしく申し上げます。ちょっと一般質問の前に、今回東京オリンピックの聖火リレーのルートに選ばれたということで非常に光栄に思うのですが、この選ばれたいきさつとか、今後のランナーの公募とか選考など、わかる範囲内で簡単に結構ですので、少し村長に伺いたいのですがいいですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

一般質問の前に、今月の初めに沖縄県の方の東京五輪に関する沖縄県実行委員会というのがございまして、そちらのほうから今月の初めに発表がออกมาして、私たちの座間味村、古座間味ビーチが聖火の地域に選定をされたといううれしいニュースが入ってきましたので、改めまして御報告を申し上げます。県内、各都道府県一緒なのですが、このルートに関しましては各都道府県の実行委員会が、多くの人が観覧できる場所であること。そして安全・安心な環境が確保できることであること。そして、それぞれの都道府県の資産活用による魅力発信などをポイントに選定をして、東京五輪を大いに盛り上げていこうというのが大きな趣旨だというふうに伺っておりまして、たしか私たち座間味村の古座間味ビーチを候補にしたいという話があったのはことしの2月ぐらいだったかと思っております。よってこの聖火に関しましては、座間味村が手を挙げて、各自治体が手を挙げて、私たちのところでやってくださいということではなく、沖縄県の実行委員会の中で沖縄らしいところということも含めて選定をしたというふうにお伺いしております。その候補に挙がった時点で実行委員会のメンバーに私たち座間味村も入らせていただいたわけですが、座間味村の場合は沖縄の中でいいケラマブルーともいいますが青い海とか、国立公園に指定されたこと。そしてミシュラン・グリーンガイドで2つ星、あるいはトリップアドバイザーとかいろいろな媒体で、古座間味ビーチだけではないのですが、いろいろな座間味村のビーチが常に上位にランクをされているということで、より沖縄らしいところであるということと、海ということ进行全面に出して、沖縄の一区間としてピーアールをさせていただきたいという御相談がございましたので、そこに関しましては座間味村としては逆にありがたい話であり、大いにお手伝いをさせていただきたいというふうに話をさせていただき、今回の発表につながっているところでございます。

とはいえ、走者の話とかどういった形でやるのかというのは、多少は意見交換をさせていただいている部分はございますが、実行委員会のほうがオープンにするまでは多少の情報でも流してはいけないという大前提がございまして、そういう意味では、まだランナーも決まっていなわけですが、どういった形でやるのかというのは大まかな話はお伺いしておりますが、その話も今の時点では話ができない。ですので、詳細につきましては私たちのほうでもまだわからないというのが現状でございます。オープンにできる日ができるだけ早く来るようにということで県の実行委員会には申し出をさせていただいておりますので、できる

だけ早く御報告といえますか、まだ決まっていない部分もありますけれども、その詳細を皆様方に報告をさせていただいて、東京五輪を、あるいはパラリンピックを私たち座間味村でも盛り上げることができればと思っておりますので、その報告ができる際にはまた皆様方にもお力添えをいただきながら、よりよい聖火リレーができるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いをいたします。私のほうから簡単ではございますが、説明をさせていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございました。私も走る気満々だったのですけれども、実は私も調べたのですけれども議員と村長、副村長は対象外ということで、そこはちょっと残念だなと思っております。済みません、一般質問以外で大変失礼しました。

それでは1点目の質問です。各地区の港の安全対策についてですけれども、皆さん御承知のとおり残念ながら立て続けに同じ場所で海への転落と思われる事故が座間味港のフェリーバースで起こっております。港湾、漁港を含め、6カ所の港があるのですけれども、年々マリレジャーだけではなくて、釣り人も増加して、それに比例して事故も増加の傾向があります。県内でも昨年、平成30年、1年間での転落事故で21名の方がお亡くなりになっております。21名ですけれども、これでも少ない数字とは言えないと思いますので、実際に座間味の港でもことしのゴールデンウィークに私の船と隣の船の係留しているところに、1便で来島した御家族連れの小さいお子さんが転落して、船から下りてすぐの状態の服装なのですけれども、お父さんが飛び込んで救助したという事例もありました。どこの港でも起こり得る事故といえそうかもしれないのですけれども、やはり事故を防ぐためには管理する立場としてはできる限りの対策は必要かと思われるので、現時点でこれまでも事故があったのですけれども、どのような対策がなされたか。また、今後どのような安全対策を行うべきか伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

各港の安全対策におきましては、まず港の縁に車どめが必ず設置されております。特に懸念される場所に関しましては、座間味港のフェリーバースのスロープ、阿嘉港のフェリーバースのスロープなのですが、座間味港に関しては進入禁止のロープを普段、入港時以外は設置させてもらっております。阿嘉フェリーバースのほうに関してはその辺もまだなされていませぬので、今後速やかにそういった進入できないような対策を講じていきたいと思っております。また、その他の事故に関してもどういった事例があるかというのはいろいろあると思っておりますので、またほかの港も参考にしながら港内の安全対策の方法を参考にしながら、今後の安全対策を村としても考えて生かしていけたらなと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。今担架とか、救急箱とか、そういう応急処置ができるような救急用具、今どこに何カ所ぐらい置かれているか把握できていますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

救急箱に関してはターミナルのほうには置いてますが、担架等の設置はいたしておりません。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちなみに隣の渡嘉敷村では、安全対策として救命浮環を設置しています。渡嘉敷港近辺に6カ所、阿波連港近辺に4カ所、計10カ所です。実際に見てきたのですけれども、港内はもちろんですけれども護岸ですね。護岸がちょっと斜めになっているじゃないですか。その斜めになっている部分にも打ちつけて、そういうふうに設置もしている場所もあったので、聞いてみたらこの救命浮環を設置するフォルダー込みで2万9,376円、約3万円です。1つ当たり3万円だから10カ所なんで、その金額になるのですけれども。ちょっと私もネットで調べたのですけれども、2万円前後でそれをやることも可能ですので、これは早急にできればいいと思います。

あと、私も船に乗っていて気づく点はいろいろあるのですけれども、青海苔のついた階段とか護岸で滑ってけがする方も少なくないのです。例えば、みつしまの横にある港の階段、よく給食とかを運ぶときに使われる階段です。その階段もあちこちの港、数カ所あるのですけれども、そのような場所もよく利用する船の方が定期的にハイターをまいて青海苔を落としているようでも、場所によっては放置されているところもあります。そのような階段もちょっとした滑りどめをつければ、簡単に安全対策ができると思いますので、今後、救命浮環と階段の滑りどめを同時進行で早目の対策をしていただければと思いますけれども、こういう話は出たことはありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

議会の中では私のほうも記憶にはございませんが、過去には救命浮環が必要だという話は出ておりましたので、今、宮平清志議員からお話がありましたように渡嘉敷のを私たちも参考にしながら、随時対応していけたらと考えております。また、先ほどありました海岸の件につきましては、滑りどめが普段の道路とかの滑りどめで対応できるかどうかわかりませんので、この辺もいろいろ考えながら対応できたらと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。先ほど担架も今準備をしていないということだったので、できれば各ターミナルぐらいには一つずつあってもいいかと思います。もちろん、この救命浮環と階段の件も早急に対策をお願いします。

続きまして2点目です。ゲストバース整備について伺います。この件に関しては平成27年12月の一般質問でも提案をさせていただきましたけれども、進展が見受けられないので今回も質問をさせていただきます。御承知のとおり村外からの船舶がかなりふえ続けています。西側の浮き桟橋に長期停泊しているクルーザーやヨットもふえて、ダイビング業者とちょっとしたトラブルも度々あるようです。ヨットレースとか釣り大会などのイベントも多いわけですから、バースをふやすのも重要課題だと思います。今後そういう整備の予定はないのか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まず宮平議員からありました、平成27年の12月定例議会を私のほうでも確認させていただきました。近年、確かに村内外からの船舶の係留する箇所が少ないということなのですが、また村内の船も段々大型化しているということもあることから、村としては、宮平清志議員から以前ありました東側の港の整備ということだったのですが、それだけでは係留場所の解消にはならないだろうと考えております。今、村として考えているのは、村内の係留箇所の増設と同時にゲストバースの設置もあわせて考えると、座間味港の西側の波除堤沖のほうが適しているのではないかと考えております。その箇所を県に対し、案として今の段階では要望をしております。計画が進んでいないとありますが、港湾の改修、整備に関しては長い時間を要することが予想されますので、村としても根気強く県のほうに要望していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。港湾の件は長くかかると思うのですけれども、粘り強く整備できるようにお願いします。

このようなゲストはふえていくと思うのですけれども、その場合、入島税をどのように徴収するかという課題もあると思うのですけれども、そういう話は今のところどうですか。出ていますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

入島税に関しては、条例を設置する際にもともと納税義務者というものを定めております。今お話がありましたように、各自、個人で来るのに関しては周知をして納めるようなという形でしか対応できないということなので、そのように対応はしているところであります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。では、そこもひとつ課題として取り入れていただければと思います。2点目は以上です。

3点目、教職員の働き方改革について伺います。まずは、県の教育委員会のコメントを一部抜粋して読み上げます。「本県においても、学力向上の取組やいじめ・不登校などへの対応、キャリア教育・進路指導の充実等の従来からの課題に加え、新しい時代に必要な資質能力の育成、授業改善や道德教育の充実、特別な支援を要する児童生徒等への対応等、学校の担う役割は多様化・複雑化し、教職員の負担は増加しています。学校や教職員に対する様々な期待は、一方で長時間勤務という形で既に表れており、文部科学省による「教員勤務実態調査」や県教育委員会による「教職員の業務の効率化に関する実態調査」等によって、看過できない深刻な状況であることが改めて明らかとなっています。このように学校や教職員に求められる役割が増加する中で、教職員が日々の生活の質を向上させるとともに教職員の人生を豊かにし、本来の職務を着実に遂行していくためには、教職員の専門性を高めるための研修の時間及び児童生徒に向き合うための時間を十分に確保することが急務となっております」。働き方改革推進プランとしては、「①学校運営体制の改善、②学校業務の改善、③教育委員会による支援、④部活動の在り方の見直しを柱とし、本推進プランの取り組みにより、ワーク・ライフ・バランスを実現し、心身共に健康で充実した教職人生を送ることを期待します」とあります。つまり、働きやすい勤務環境を整えるということと質の高い教育を維持できる教育環境を整える。その目的でプランを打ち出しております。今年度から本格的に動き出した取り組みなのですが、本村において、この推進プランに基づいてこれまでにどのような取り組みがなされたか。また、今後202

1年までにどのような業務改善に取り組んでいくか。そのような計画案などあれば、伺います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。働き方改革における業務改善につきましては、原則といたしまして県教育委員会、島尻教育事務所、小中学校校長会、中学校体育連盟等の教育機関からの通知、通達に基づき、学校現場の指導を行っているところでございます。学校の管理につきましては、学校長にその権限を委任しているところでございます。学校長の思いを尊重していきたいと考えております。

次に取り組む内容といたしまして、離任式、そして辞令交付式の廃止、夏休み休業中の学校閉庁日の設定、8月の11の週に連続4日の休養の取得、そしてノー残業デーの設定。毎週水曜日をノー残業とし、午後5時までには学校から帰ってもらうと。そして、ノー残業デーの日を活用した職員レク等の実施。次に、ノー部活動デーの実施。毎週水曜日のノー部活動デーを設定するとともに、毎週土日いずれかを休養日とすると。そしてパソコンによる勤務時間の管理。各個人の勤務状況をパソコンで管理し、1週間分を週案とともに学校長へ提出すると。一人一人の頑張りを認めながら個別指導の実施、そして残業は月40時間以内とするなどを業務改善として取り組んでいるところでございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちょっと難しい話だと思うのですが、今ぱっと聞くには、学校からのデータ提出とかもあるようなので、逆にこれは仕事をふやしているところもあるのではないかと、ちょっと不思議に思うところもあるのですが、皆さんの中にはPTAの経験者は多いと思いますけれども、その中で教職員とお酒を飲む機会もあったかと思えます。私はまさに今子育て真っ只中でPTAもやっているのですが、十数年前から時々先生方とお酒を飲みながら、いろんな悩みの会話もありまして、例えば残業で家に帰るのがほとんど9時から10時、本島の学校にいるときにはそれ以上に遅くなることもあるということを聞いています。そうすると自分の家族とか、子供と遊ぶ時間もなくて、大変苦しいこともあったと伺っています。特に部活の顧問となるとほぼ年中無休状態で、かなり過酷なイメージしかなかったです。そういう先生もたくさんいました。中には休職とか退職する方も珍しくないケースなので、本当に大変だと思っております。教職員全員とは言いませんけれども、このようにストレスが多いと言えるかもしれない状態で、果たしていい教育体制がなされているのかととても疑問に感じることもあるのです。これは教職員を責めているわけではなくて、やはり働き方の環境ですよ。このサポートはかなり重要だと思っております。我々の子供たちの将来にもつながる大きな問題ですので、実態を把握して、改善、支援にぜひ取り組みをよろしく願いいたします。私からは以上です。

○ 議長（中村秀克）

続きまして3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

皆さん、おはようございます。きょう一日よろしく申し上げます。まず最初に、阿嘉のほうのゴミ処理場の件についてお伺いしたいのですが、仕事場の環境についてお伺いしたいのですが、環境というよりか、働きやすいような環境づくりをされているのかというものを私がお伺いしたいのは、まず道具、備品、フォークリフト、トラックとかいろいろあるのですが、それに関して私はこの前、現場からいろいろ意見を聞いて来たのですが、電話しても対応が遅いと。そういうことでいつになるのか報告も

何もないということで、働きやすい場をつくるのがやはり行政の仕事ではないかと思うのですけれども、まず1点目について備品とか衛生面です。まず生ごみなんかを処理しているときに、他府県とかいろいろ調べてみますと、やはりマスクとか手袋とかそういうを提供しているみたいなのです。そういうものにちゃんとした御配慮をしているのかというのを伺いたいのですけれども、まず衛生面についてそういう御配慮をしているのか、その辺をお聞きます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

村内には、座間味島の座間味クリーンセンター、阿嘉島に阿嘉クリーンセンター、両方あります。今座間味島にも阿嘉島のほうにも両方生ごみ処理機等、設置させて処理しているのが現状でございます。座間味、阿嘉両職員から我々に要望がありました件については、すぐ対応しているのは私のほうでは確認しているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

生ごみ処理ってやはり皆さんの生ごみですので、衛生面というのはこの辺を、現場を確認したことがありますか。お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

座間味島も阿嘉島も現場を確認させていただいております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

それについて私は週に3回ぐらいは回って見ているのですけれども、生ごみを処理しているときに、やはり物すごい悪臭が来るのです。それを我慢して皆さんやっているわけですよ。その辺を、悪臭を。仕事場の環境をです、私がそれをお伺いしたいのは、働いている方がどういう形で、苦しみながら働いているのか、それとも慣れてしまっているのか。その辺を働いている人の身になって考えてほしいというのが私の意見なのですけれども、その辺はマスクと手袋は提供したほうがいいのではないかと、私はそう思っています。現場からそういう要望はないかもしれないのですけれども、やはりこちらのほうから考えてやってあげるのがこちらの仕事でもあるのではないかと思います。それを仕事場のほうの働いている側の意見というのもそこに行って、向こうから要望がないからということで、それで済ませているようでは他府県にもおくれていくと思いますので、その辺はやはり働いている方の環境もちゃんと整えるような形で、行政側も配慮してもらいたいと思います。

あともう一つ、働く道具、フォークリフトがないために仕事が全然進まない。現場からの話なのですけれども、故障してもう1年以上なると。そのフォークリフトを主に中心にして仕事をしているらしいのですけれども、その現場へ行きますとトン袋にそのままごみが入ったまま、もう1年ぐらいそのまま放置されているものですから、それは何で処理しないのということで現場のほうで聞いたら、フォークリフトが簡単に使えないもので、仕事はかどらないと。そのまま放置していると。また見たら、もう次はフォークリフトで持ち上げられるような状態ではないのです。このトン袋自体がぼろぼろになっているものですから、その

ぼろぼろになっているものが何個かあるわけです。そういうのをちゃんと見ているのか。今後このぼろぼろになっているものをどうするのか。この辺をやはりフォークリフトから先にやって、トン袋もぼろぼろになっているものもパンクしそうですので、この辺についてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

フォークリフトの件なのですが、阿嘉島には今お話のありました焼却場に1台、また港のほうに1台、産業振興課の所有のフォークリフトがあります。現在、ごみ処理場のフォークリフトが壊れているのは確認しております。その対応として、フォークリフトの修繕に関しては時間を要することですから、阿嘉クリーンセンターの職員には港にとめているフォークリフトを活用するようにということを指示しております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

その話も聞いています。聞いていますけれども、フォークリフトはかなり自由に使えるような状態ではないということまで話を聞いているものですから、ごみ処理場でするのでフォークリフトは毎日使っているらしいのです。それを毎日使えるような状況ではないのです。ですから、それはやはりちゃんとしたフォークリフトを、向こうのごみ処理場は配置されているわけですから、それを毎日使えるような状況でできるように早目に修理して整備に出して、毎日ずっと使っているらしいのです。その中で、ごみを。そういうことですので、早目にそれを整備するように。仕事場の環境を、ちゃんと働きやすい場所をつくり上げるように努力してほしいと私は思います。これに対しては以上です。

あともう1点です。ごみ処理場前の廃材、その他ごみについて、前回私が質問したものなのですが、それが全然動いていないのです。ごみ処理場前のフェンスに今鍵もロックかかっているところなのですが、それが前回3月に私が一般質問で質問したごみ処理場なのですが、不法投棄でそのままの状態、今3月から全然動いていない状態で、ここの場所というのはニシバマに行くメーンの場所なのです。このメーンの場所がどうしても見苦しいと、村民からも私たちも何回も言われました。それを顔隠しでも何とかやってくれないかと、そこまで住民も言ってきました。それはやはり早目にやらないと、余りにも汚くて、中のほうには洗濯機から冷蔵庫から、そういうのがもうひっくり返っているのが見えるわけです。その辺はやはり早目に何とかしないといけないのではないかと私は思うのですが、今後これはどうするのか。これを質問したいのですが、

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

前回の議会でも質問がありました当該地の廃棄物に関しては、これ以上ごみをふやさないため、現在伐採した草木のみしか受け入れておりません。がしかし、クリーンセンターの職員に管理を任せたところなのですが、クリーンセンターの職員が間違っただけで数回、ちょっと会社は覚えていないのですが、受け入れを許可した経緯もあります。この件に関しては、速やかに私たちのほうで指示して、受け入れをするなど指示を行っているところであります。現在の廃棄物、不法投棄の処理に関してですが、3月定例会でもお話ししましたように、混合物となっているものから、なかなか処理が難しい。時間を要することから、今後どういうふうな計画をして、ごみ処理を行っていくかというのは今計画している段階であります。それに伴い予算も増大になると思いますので、これはなかなか早急にできることではないのですが、ふやさない対策は

行っていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これはやはりイタチごっこなのです。向こうが鍵閉まったために、今ごみ処理場がもう山積みになっています。逆に、また。ゴミ処理場がもう身動きがとれないような状況で、やはりあそこを閉めたためにここに来たのかなと思うのですけれども、このごみを分別して、どういう形で分別して処理していくかというかというものを今後慎重になってこれを、行政もそうなのですから、住民に説明会を開いて、どういう形でごみをやるかというものを住民にもわかってもらわないといけないのもあると思うのです。行政側はこの方向性を決めた上で、それをこういう形で処理していきましょうということで、やはり住民にも協力、それで住民説明会をします。そういう形でやっていかないと前に進まないと思うのです。プラスチックごみとか、鉄類とか、それで話を聞いたのですけれども、以前はこの鉄類とか廃棄処理、スクラップ屋さんがとりに来ていたという話を聞いたのですけれども、それでごみが余りたまらなかったと。そういうことを以前に聞いたのですけれども、それはどういう形で、その方がどうなっているのか。一度何か断つたらしいのですけれども、それを呼んで鉄類を片づけてもらおうと。そういう方には運賃を無料にしてまでも運んでもらおうと。そういう形で声をかけていったほうがいいのではないかと。プラスチックはプラスチックで燃やす機械も設置しているわけですから、その機械もまたどういう形で、今稼働していないみたいですが、それも稼働させるような形で処理していくべきではないかと思うのです。向こうのごみ処理場の方も言っていますけれども、このままの状態だと、こちらも入らなくなってしまうと。ごみ処理場の中も現在山積みになっていますから、今車が通れない状況に来てますから。そこまで来ていますので、それをもうちょっと早目に、どうするべきだということで方向性を決めてほしいと思うのです。やはり早目にやらないと山とかああいいうところに不法投棄になっていくのではないかというのが、私は一番不安なのです。それについて大体でいいですから、大体いつごろどういう形で方向性を決めようということを、その辺をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まずクリーンセンターではなくて、もう一つの今廃棄物捨て場になっているところに関しては、先ほどお答えしましたようにいろんな混合物が混ざっているものですから、どういうふうに処理していくかは業者のほうとも相談して、打ち合わせをして、それから行っていきますので、時期については少し時間がかかると思います。今現在、そのごみが阿嘉クリーンセンターに運ばれている。これは座間味のほうでも同じなのですが、まず職員には当然燃えるごみ、空き缶とプラスチック、いろいろあります。分野分野で分かれていますが、それがそのヤードにいっぱいになる前に連絡してくれと、そういう指導をしています。なかなかこちらも連携をとれずいつの間にかいっぱいになって、いっぱいになってから連絡がくるというところがありますので、そうなってしまったらごみ処理費用もかさんでしまう。やはり定期的に物を島から出す。そういったサイクルを今確立するために職員にも指導をしていますので、今後そういった対策をしっかりできる

ような体制を整えていきたいと思ひます。

阿嘉クリーンセンターに関しては、プラスチックの焼却の件なのですが、今おわかりのとおり職員が三、四年ぐらい、正確な数字はわからないですが1人不足しておりますので、やはりその辺も大きな原因かと考えておりますので、職員の増員に関しても呼びかけて、ふやせたらと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ごみ処理場はとにかく早目に、不法投棄もそうなのですが、今グリーンセンターのほうがいっぱいになっているものですから、不法投棄されているごみをこちらに持ってきようがないわけですよ。そういうものがありますので、どっちみちごみは減らないわけです。だからグリーンセンターのほうの処理のやり方をうまくやれば、不法投棄をされているごみをこちらに持ってきて、そういう形で全部処理ができると思ひますので、それはぜひ早目にできるようにお願いしたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、垣花議員から御指摘のありましたように私たちがそのように考えております。まず適正なごみを処理しながら、産廃を置かれているところを適宜処理するような形に持っていきたいのが、やはり理想ではございます。前回の議会でもお答えしましたように、粗大ごみというのはかなりの処理料もかかります。今後粗大ごみに関して、新たなる条例化、料金の徴収とかその辺も含めて、ごみはふえていくという話がありますが、行政としましてはやはり減らしていく、そういった目標でいかにごみを出させないかということも考えながら、今後適正なごみ処理行政を進めていきたいと思ひますので、御協力よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ協力お願ひします。

あとちゅら島パトロールについて、阿嘉区ですけれども住民からは、ちゅら島パトロールをする前に、阿嘉島の前のターミナルを片づけてくれと、そういうことを言われました。それは私はずっと前から、その話は議会の中でも取り上げてやってきていますけれども、一向に前に進まない。そういう形でしか私も住民には説明していません。どうして進まないのかと言われたのですけれども、今いろいろそういう形で手続はしていますけれどもという形で言っているのですけれども、去る12日ですか、ちゅら島パトロールをやりたいということで住民のほうに言ったのですけれども、行ったらまずその話よりは、前のほうの玄関から片づけてくれと。それがまず一番ではないかと、そういう形で住民から言われましたので、一応ショックだったのですけれども。まず美ら島税とかそういう形で入島税みたいなものを、美ら島税を100円徴収してやっているのですけれども、観光客にとっては税も払って阿嘉島に来たときに、その玄関でこの廃棄物解体屋さんがあるような状況。わけわからないようないろんな物がいっぱい置かれて、ニシバマに行こうとするときには、またそこにごみが不法投棄されている。何で美ら島税を払うのかというような、そういうふうに疑問に思ふ方もいると思ひますので、その辺をやはり早目に片づけてほしいというのを、まず一番に伝えたいと思ひますけれども、廃車処理のほうはどうなっているのか。この辺は今どういう形でいっているのか、その辺をお伺ひしたい。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

先ほどありましたちゅら島パトロールの件はでは置いといて、この廃車の件だけでよろしいでしょうか。今ちゅら島パトロールから引き続いて、ちゅら島パトロールのほうでも、前回御同行はしてもらったのですが、それから今また本人にも通知する、廃車といいますか、動かない車の通知をしていきたいと思えます。また別の角度から、私も本人に直接お話しして、6月中には撤去したいとありますので、それを待ちたいと思えます。基本的に漁港内、漁港の管理は当然沖縄県でありますので、車は本人の財産になるのです。それを勝手に動かすという行為が違法になるものですから、やはり私たちとしては本人に早目に撤去するように促したいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一応ちゅら島パトロールの件についてもう一点なのですけれども、もう一つはくわえたばこの件でもそうなのですけれども、シールは今現在どれぐらい残っているのか、確認したいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

シールに関しては、今のところ在庫はありません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

在庫の件は言っていないです。前回道路に張りつけていたものが、現在どれぐらい残っているかということです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

大変申しわけございません。実態については把握しておりません。申しわけございません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ほとんどないと思えます。この道路に張りつけられたのは、もうほとんど剥がれています。剥がれたものをどう対処するのか。また、くわえたばこに対しての放送も現在一切行われていないですね。その辺もやはりちゅら島条例の一環ですので、その辺を今後どうするのかというのを、今もう放送もされていないし、シールもほとんど剥がれてないし、くわえたばこをされている方も結構見受けられますので、その辺をさせない方法に、どういう形で今後やるのか、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

私もたばこを吸いますが、今おっしゃりましたようにせつかくちゅら島条例を策定しておりますので、この辺の対応も極力、もう観光シーズンに入るものですから、先ほど御指摘のありました放送とかそういった

ものがありますけれども、どうやったら吸わせない環境をつくるかとか、そういった周知を速やかに考えて対応していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

たばこに関してはすごい害になりますので。たばこの件に関してもう1件聞きたいのですが、喫煙所の条例といますか、7月1日からはこの喫煙所を設置するために、この助成金が下りると。その設置に関してどうするのかというのは、その辺を調べていますか。お願いしたいのですが。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

把握しておりません。大変申しわけございません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この辺はぜひ調べて喫煙所をつくるような形で、設置したいと思いますので、ぜひお願いします。私の質問は以上です。

○ 議長（中村秀克）

引き続き1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

きょうも一日よろしくお願いします。私のほうからは2点ほど質問させていただきます。まず初めに、これまでに何度も質問をしてきましたが、学校施設、普通教室へのクーラーの設置についてなのですが、今回いい形の答弁が得られるような話がちょっと聞こえてきたのですが、教育委員会として今どのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。村の施策の中でも、子供たちの学力向上に関してはいろいろな目標を持って、いろんな取り組みがされていますが、それを達成するにも実際現場の子供たちの教育現場の環境を改善しなければ、その目標をクリアする、目標に近づけることはできないと思っています。それがまずクーラーを設置することで大きな改善が私は得られると思っていますので、今どのような考えをお持ちか、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。各学校の空調設備の設置状況につきましては、特別教室に村内3小学校、8教室ありまして、7教室に整備しております。中学校に関しましても、これも特別教室なのですが、11教室のうち10教室に整備をしているところであります。普通教室に関しましては、座間味中学校の2教室が整備となっております。懸念されるのが、電気代等のランニングコストというふうに捉えております。過去4年間

の電気代の決算状況を見ますと、平成27年が558万円を基準にパーセントで示しております。それが平成28年度になりますと7.8%増加の601万7,000円、それから平成29年度になりますと9.46%増加の658万7,000円、そして平成30年度になりますと対前年比7.31%増加しております、706万8,000円となっております、平成27年から平成30年間までの4年間で、トータル24.6%の増加となっております。

もう一点なのですが、空調設備を整備する場合の教室の改善が必要となってきます。まず座間味小学校と慶留間小中学校はオープンスペース教室となっており、冷房が逃げないような改修が必要と考えております。このようなことから空調機器の設置につきましては、今後ともさらに校務研修会、そして定例教育委員会、村長部局との総合教育会議において議論を重ね、そして財政状況を見据えながら検討してまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

検討するという事は、いつになるかわからないという答弁だと思うのですが、教育長も課長も学校視察等で実際に感じたと思います。あのような環境で本当に子供たちの学力向上が図られると本当に感じていませんか。どうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

先ほども述べたとおり、このオープンスペースを改修しないとクーラー設置は厳しいのではないかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

予算の都合でそのようなクーラーの設置ができないということであれば、予算の使い方を我々議員も含めて見直すべきだという答えだと思うのですが、これまでこの二、三年の間に三役、我々議員も含めて報酬等の増額がありました。もし予算の都合で当分クーラーの設置等ができないというのであれば、我々みずから汗かいて報酬を減額するなり、子供たちのために予算を充てるべきだと思うのですが、どう思いますか。それでもすぐ検討してもらえないということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

何度もお話ししているとおり電気代等もかさできます。その辺を踏まえて、やはりもっと方向性を固めてから進めたほうがいいのではないかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

実際に子供たち授業風景を教育長、課長は見に行くと聞いております。その環境を見て、何も感じなかったのでしょうか。このような環境で本当に授業が身につくと思いますか。暑さに耐えて、この時間をどう過ごそうか。授業に集中するどころではなかったと感じていると思うのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

議会議員の質問に答えたいと思います。6月に入って教育委員の3校の学校訪問がありますので、それに合わせて教育委員会の事務局もついて回るのですが、確かに座間味小学校の教室、座間味小学校の場合が多いので、結構子供たちが集まっている中で扇風機だけがうなっているという状況にあります。それを感じて、そういう現場を拝見して、もっと子供たちの学習環境をしっかりと整えてあげないといけないというのは実感であります。それをごらんになった教育委員、事務局も含めて、そういう教育環境を改善しないといけないというのは、誰が見ても思っている感覚だと思っています。現在家庭では、あるいは職場ではクーラーの中で仕事ができているという状況が一般的になってきました。学校現場が一番おくらしているのかという状況にあるのかと思いますけれども、先ほど課長からの答弁にもあったとおり、学校は何も整備していないではなくて、特別教室はほとんどクーラーを入れてあります。慶留間小学校の場合は人数が少ないので、一応その特別教室で授業をやって暑さをしのぐ。あるいは座間味小学校もそういう空いている特別教室、これはもういつ空いているかわからない状況で、右往左往する状況ではあるのですが、なるべくそういうクーラーの入っている教室を利用して授業を進めるということも、各学校が工夫してやっているようですので、それを尊重しながら、あるいはまた今後安くつく方法はどのような方法かということも考えながら、探しながら、学校現場の思いを少しでも解決できたらと考えて、今頑張っていこうかとやっているところです。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

先ほど課長のほうから各組織、教育委員や会議等で検討しているという話がありましたが、どの場においてもクーラーの設置は要求されていると思います。この件に関して話し合う必要はないと思うのですが、みんなそれを要望していると思うのですが、いかがですか。その話が上がってきていませんか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

確かにそういった話はあるのですが、やはりすぐに整備というのが厳しい現状があると考えております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

このクーラーそのものに関しては、今総合センター等の解体工事が進む計画もあります。その中でまだまだ新しいクーラーが残っていると思いますが、それを活用する方法もあると思います。ランニングコストに関しては、足りなければ何かを削るしかないのではないですか。我々の給料なのか、何なのか知りませんが、それを子供たちのために考えるべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。子供たちに夏場の猛暑時の間ずっとこのような環境で授業を受けさせて、効率的な、授業に集中できるような環境ではない中で、何の意味もないと思うのですが、今この後の議案にもありますが、教育委員会等で1人職員の増という条例の改正がありますが、それを考えるよりももっと子供たちの直接かかわる環境を考えることのほうが、本村の子供たちの学力向上に直接かかわってくる、目に見えた形で効果があることだと思うのですが、いかがでしょ

うか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

おっしゃるとおり総合センターのクーラー等、その辺もできるか、できないのか、その辺は今後の課題となると思います。ただ先ほどから私がお話ししているとおりに、まずはオープンスペースを改修してから、そういった機器を整備したほうがいいのではないかと考えているところであります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

ですから、もう夏はスタートしています。実際に汗をだらだらかきながら、扇風機は回っていますが、熱風を浴びながら子供たちが授業をしている風景を直接課長も教育長も見たいと思います。ぜひ早急に取り組んでほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

中村光男教育長。

○ 教育長（中村光男）

譲治議員のおっしゃるとおり、また先ほどから課長が答弁しているとおりに予算が伴うことですので、村長部局とも予算がどうなっているかというのをしっかり調整しながら、子供たちの願いに答えられるよう努力してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今回はいい答弁が得られると期待していたのですが、全然そういうことではなかったのがっかりです。このあと、午後になると思いますが、教育長、教育委員会のほうでの職員の見直し等が上がってきますが、こんな話だと私は反対したいと思うのですが、教育委員会、事務方の現場の改善をどんなに図ったところで、学校、直接子供たちの環境が改善、村の学力向上につながるとは全然感じませんので、もしかしたら課長の負担は減るのかもしれませんが、子供たちの負担が減ることにはつながるとは私は考えられませんので、ことし中になにかいい答えを聞かせることは可能なのか。最後に伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

その辺は村長部局とも調整しながら、進めてまいりたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

この件に関しては終わりたいと思いますが、教育委員会のほうには足を運んで、絶対実現させたいと思っていますので、飲みながらでもいいですので、いい話をぜひ引き出したいと思っています。この件に関しては以上です。

次にもう一点、県発注の事業の進め方についてですが、今村の真正面、港から誰がでも目にする場所が、今現在、木の伐採が進められて事業が進められております。我々議員もそうですが、住民は誰ひとり、この

ような形で進められることを誰も説明を聞いていないと思いますが、今この事業はどういうことが行われているかどうか、説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

お答えします。当該事業は沖縄県の事業でありまして、まず平成26年8月に座間味区からの要望を受け、村を經由して沖縄県のほうに進達し、実施されている事業となっております。区からの要望の内容としましては、農地の排水不全の解消と農地後背の溪流からの過度な流水を防ぐ整備をしてほしいということで、その後平成27年に沖縄県の調査が行われ、洪水及び濁水の緩和効果が十分必要であると判断され、事業として採択されました。現在行っている工事は谷止工といい、土砂流出を防止するための木製ゴムの工事となっております。その後、次年度以降に下の下流のほうの水をためるためのコンクリート製のダム建設予定であります。当初の予定では畑の道を拡幅し、作業用道路とする予定で、平成26年度、平成29年度、平成30年度と用地交渉を行ったのですが、使用を認めないという返事をいただいた土地が数筆あり、現在の場所に作業用道路を開設して工事することとなっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

課長は4月から異動になって、過去のいきさつと事務連絡等でそのような話を聞いたと思いますが、私が知る範囲では恐らく10年以上前から考えられている事業で、当初は農業用水の確保、この村の農業を振興する上では、やはり農業用水を確保し、その後かんがい施設の整備等を行うことによって、村の農業は振興する。そのための農業用の堰という話でスタートしたと私は思っているのですが、今の話は洪水と畑の水災害等の防止という話でしたが、これまでにそこまでの災害はあの場所で起こったことはないと思うので、村からの、区からの要望としても、そのようなことではないと。途中で話が、この堰をつくるための方法、手段として話がすりかわっているような気がするのですが、当初10年以上前になると思うのですが、確かにそのときは農業を志すものが何名かいて、農業用水の確保を村にずっと要望してきたと思います。その話が途中、確かに村から、区から上がった要望だと思うのですが、これは10年以上前の話で、今現在、本当にこの事業が必要かどうか。本来だったらもう一度、今山を伐採する前に住民説明会を持って説明し、進めるべきだったと思うのですが、道に関しても下から開ける予定が、用地確保が困難で急展開して上になったようですが、まず住民説明会等が開かれるべきだったと思うのですが、その辺はどう考えていますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

これに関しても事業主体が県ですので、今、譲治議員がおっしゃった10年前に出ているというお話は私のほうでは確認していないのですが、書類等も確認しますと区から要望が来ているのは平成26年8月となっておりますので、その10年になっているかどうかは私のほうでは確認できないのですが、それを踏まえ沖縄県のほうも要望を取り入れて、当然用地交渉とかいろんな面で、平成26年が今平成31年になりますので、5年程度経過しているのは事実であります。今おっしゃりましたように農業のためにそれを行ったという話をお伺いしましたが、その辺も再度やるときに沖縄県がどういう状態だったのか私のほうも確認していませんので、今後そういうのもあるか沖縄県のほうへ問い合わせ、どういうふうに行うかというのを確認したいと思います。譲治議員からお話がありましたように環境、景観、そういったものもやはり配慮し

ないといけないと思っていますので、でも大前提にはその区からあった要望ですので、そういった面も配慮しながら、どういうふうに行っていくかというのは今後県と協議をしていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

この問題は少し浄水場問題とも関連してくると思うのですが、結局県の事業で進められて浄水場問題で問題視されていたことは、高台案が出てきたときに景観だったり、環境破壊だったり、その辺の問題点が上がってきましたが、今回進められている工事は、その堰をつくるための仮設用道路だと聞いております。仮設のためにここまで環境の犠牲を払ってでもやるべき事業なのかどうか。村としてどのような考えをお持ちですか。お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今の浄水場の話とはちょっとかけ離れているのですが、確かにそちらの堰の工事でどうしても我々も後から、タイムリーで連絡を受けたわけではないのですが、コンクリートの打設の施工方法について調査したところであります。前回の全員協議会で宮平譲治議員からありました、ちょうどヘリポートの正面のほうから下ろしたほうがやはり最短ではないかというお話もありましたが、そこからではコンクリートの打設が非常に難しいということで、打設の施工に関しては今切り崩しているところがベストというふうを受けております。また、今見てもわかりますように結構切られている感じがありますが、そこをコンクリート舗装やそういったものをするものではなく、確かに一部は剥げていますが、今木を切って工事が終わった後には岩肌ではなく、土の部分は植栽シート等をかけて適宜対応をしていくので、どこまでとは言いません。今よりは消えた部分が、すぐ草が生えるようなシートですので、わからなくなるかと考えております。また道路に関しては、今お話ししましたようにコンクリート打設とかそういったものはしませんので、この事業が終わったら村のほうでも造林事業とかを行っていますので、そういったのでまた植栽などを行う計画にはなっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

私も今受けている会社の現場監督に話を伺いましたが、4メートル幅の道路ができるということです。もちろんあのような急斜面ですので、切土が必要になると。そうなったら全協のときにも課長は確認した答えだと思うのですが、工事完了後は現状に戻して道も撤去して返すという話だったのですが、そこまでの4メートル幅の道をつかって、切土までして原状回復ができるとはどう考えても考えづらいのですが、可能だと本当に思うのですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

一部切り崩すところはあるとお伺いしています。原状回復ができますかと、ゼロだったのを今マイナス10削ったとして、全てのものに関してそれがゼロに完全に戻るかと言ったら、それは確かに言えないところではあります。やはりその辺は十分に配慮しながらできるだけ、例えばの話ですが10になったところをゼロに持っていくような方法がないか、県ともしっかり協議して、原状回復に努めるように協議していき

いと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

ぜひ村長の答えも聞かせてほしいのですが、現在多くの資材等も搬入されて、今この事業を簡単にとめることは不可能なのかもしれませんが、万が一設計変更なり、見直しを考えられるとする方法があるとなれば、我々議員もおかしいということを訴えて、行政側もちょっと考えてくれないか、見直しができないかということを出してくれて、住民の声はどんどん聞こえてきております。行政・議会・住民の声が一致しない限りは、到底この事業の見直しをする方向には持っていけないと思うのですが、村長、ぜひ答えを聞かせてほしいのですが、ここまでの環境を含めた、景観もそうですが、座間味の山に負荷をかけてまででも必要な事業だとお考えでしょうか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。先ほどからうちの松田課長からも答弁がありますとおり、まずはこの事業に関しましては専門性のある内容の答えは私からはできませんけれども、平成26年8月に座間味区の皆様から要望があったというのが大前提であるというのは、ぜひ御承知おきいただきたいと思っております。そういった中でこの要望について、どういう形で事業を進めていくかということを経由で沖縄県に話をさせていただいたところ、今回の工事となったところが事実でございますが、その工事を進めるに当たって、工事の進入道路について、いろいろな疑義が生じているというふうに認識をしております。私といたしましても、浄水場問題を含め環境の破壊というのはぜひ避けてほしいし、どうしても必要な工事、あるいは施設整備に関しても極力環境破壊がないような形で仕事が進んでいくのが大前提だというのは認識をしております。今回の工事に関しましても、なかなか進入道路の用地交渉がうまくいっていないという状況は途中経過として話を聞かせていただきましたが、実際に譲治議員がおっしゃるように木を伐採しているのを見ますと、私たちが想像していた以上に木の伐採の面積は大きいのかというような気もしないでもございません。私といたしましても事業は事業として要望があったものですから、しっかりと事業は遂行していけるような努力をしていきたいと思っておりますが、これからも沖縄県とも調整をしていながら、あるいは区の代表の方にもいろいろ意見を聞きながら、まずはこの要望のあった事業がしっかりとできるために、手段として進入道路が必要なのですが、その進入道路も含めて極力環境破壊といたしますか、木の伐採等が少ない面積で終われるような環境をつくっていくような働きかけをさせていただきたいと思っております、工事の中止ができるのか。あるいは工法の変更ができるのかというのは、非常に専門性が高いところがございますから、私のほうで今即答は避けたいと思っております。ただ工事の変更に関してはそうですが、中止となりますと予算を伴っております。これまでの事業の流れもございますので、事業の中止というのはここまで来て簡単にできるものではないのかなと予測はしているところでございます。これからも、先ほど話をさせていただいたとおり少しでも森林伐採の面積、木の伐採の面積が小さくなるような、そういうような形で仕事ができるように私たちとしても働きかけをしていきたいと思っておりますし、協議を重ねていけるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

本当に村にとって失うものが多い事業だと私は思っているのですが、この事業もそうですが、浄水場についてもちょっと触れたいと思っていたのですが、今回議会の一般質問を考える上で感じた点なのですが、何度も言いますが今日の議案の中にも教育委員会の職員1人増の見直しが上げられておりますが、結局この治山ダムの事業に関して、浄水場の県に関して、なぜこのような形に進んでしまったのかということを見ると、やはり土地問題、用地問題、それぞれの課、教育委員会でも学校用地の交渉だったり、産業振興課ですと道路用地の問題だったり、いろいろ土地に、用地交渉に多くの、何をすることも余計な仕事といえますか、事業以外の問題を抱えながら職員は仕事をしているのかと思うのですが、結局この治山ダムに関して、浄水場に関して、なぜこのような形になったかと考えたときに、結局用地を確保するのが困難で、悪く言えば楽な方法をとったということだと思うのですが、この治山ダムの今道を通す場所も、村の保安林で用地交渉がいない。また浄水場に関しては、一筆で大きな土地を確保して、簡単に用地を所得することが可能な場所で事業が進められている。このどちらの計画もまだまだ考える余地はあると思うのですが、今後の村のあり方として考えても教育委員会の職員を1人増するだけでは、座間味村の組織体制は何ら解決もしないのかなと私は思っています。事務局長も聞こえていると思いますが、私はこの条例改正案に反対をするつもりですので、シナリオを用意しておいてもらいたいと思います。議員我々も含めて、村にとって本当にしつかりとした組織運営ができるために何が必要か。村長もお忙しいです。役場職員も日々の業務に追われて大変だと思います。我々議員がしっかりと腰を据えて議員の仕事をすることで。村長も役場職員も見えない、本当に正すべき部分を指摘することができるのが我々議員だと思っていますので、ぜひ小さな職員を充てることで、小さなというか、職員を一人増することで解決する教育委員会の問題ではないと思います。

話は飛びますが、教育委員会、役場職員全体の数字が1人ふえるわけではありません。村長、事務局から1人減になって、教育部局をふやすということは、逆にどこかに負担がふえるということだと思いますので、ぜひその辺をもっと土地対策課なり、用地交渉課なり全体、総務課、産業振興課、教育委員会、それぞれ抱えている共通の課題だと思います。土地問題は、その辺を一つの課が集中して今後将来的に、過去の大きな問題を抱えているから、なおさら大変な問題だと思っています。ひとつ課の体制ももっと見直す話がお互いできればと思っているのですが、今何を話せばいいのか。ぜひ治山ダムに関しては早急に住民説明会を持って説明なり、住民の答えも意見も早急に聞くべきだと思うのですが、その辺、住民説明会等を開くことを県に要望することは可能なのでしょうか。どうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

この件に関しては現在そこまで話をしていませんが、今県のほうと話をしていますので、その辺も要望をしていきたいと思います。先ほどありました土地の件なのですが、いろいろな考え方があると思いますが、この治山事業に関して、ここの経緯になったというのは何年か用地交渉をしてきたということもありますし、譲治議員がお話ししたように浄水場に関して、何をやるに関して当然土地が必要になってくるとは思います。県も村もそうなのですが1筆だから楽とかではなくて、候補を挙げた中でどれが最短でできるか、いろんなさまざまな面で行っていると思いますので、一概にただ楽だからそこにやったというのはないと思いますので、この辺は御理解いただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

いずれにしても、今後同じような事業のあり方が行われないうちに、今後組織体制も含めてこの問題2点、

治山ダムに関しても、浄水場問題に関しても、改善する余地がまだ残っていると思いますので、その辺と今後の事業の進め方と問題が起こらないような、混乱が起こらないような形がとれるような組織体制が築けるように、ぜひ我々議会も含めてしっかりと仕事ができるように腰を据えたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。お互い村に、私たちの時代に将来残すべきものが何なのか。多くのものを失いたくありませんので、ぜひよろしくをお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ちょっと話を一旦、一般質問をする前に広報に触れさせていただきます。全協する前にこれが配られていたら一般質問の形式も、あるいは質問も大分様相が変わってきたのではないかと思います。そこでちょっと御指摘をよろしいですか、議長。皆さん、まず3ページには今度の主な公共工事で座間味港西側の総合センター代替施設整備、これはもちろん合っていますね、場所。ところが本文のページの「座間味村総合センター、開館を8月から予定します」のところに、総合センターのかわりとなる施設は座間味港東側に2020年竣工となっております。これはどちらが正しいですかと聞くまでもないのですけれども、これは村民全員に配っているものです。こういった初歩的なことをチェックしてほしいということのひとつ、一般質問に入る前に言わせていただきます。後で確認してください。

では私のほうから4点ほど、皆さんのお好きな税、金関係の話に触れてまいりたいと思います。最近ふるさと納税が非常に問題になっています。各都道府県、各市町村、これはマスコミ等では言われているように、結局アマゾンを通して電化製品を買ったり、あるいは近隣市町村から品を取り寄せて、返礼として返したりとかということで、今の国のほうから相当罰せられている市町村も多く新聞、テレビ、ラジオ等で見たり、聞いたりします。そこでまず本村としても、当然皆さんはクイーン、フェリーにふるさと座間味村応援基金に御協力くださいということで、座間味村にあなたの応援をお願いしますとか、寄附金の使い道を御指定くださいとか、ふるさと納税制度の優遇制度が受けられます。寄附金をお寄せくださる方法とか、座間味村からささやかな御礼の気持ちとか、いろんなことが書いて、ふるさと納税の周知に図っていることは以前から承知しておりますが、今回聞きたいのが、まず平成30年度、我が村はもちろん9月決算も控えておりますから、それまでにわかることではあるのですけれども、これにも出ているように次の美ら島税も収入額が出ていますし、まず1点目に平成30年度の本村のふるさと納税、金額。それからこれの振り分け等が、例えばどこに幾ら、どこに幾らというのがもしわかるのであれば、現時点でお答えできますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

こんにちは。よろしくお願いします。ただいまの宮平議員からの御質問ですが、平成30年度におけるふるさと納税の、実は決算が9月ということで今見込み額にはなっておりますが、集計しましたところ309件の寄附で848万円の納税があり、これを基金のほうへ積み立てしております。内訳としてお答えさせていただきます。まず項目が1項目から5項目まで申請して、丸をつけて納税者の方の御意志に沿った使い方

をさせていただきますが、まず1番としまして、サンゴや森林保全、村内美化を推進する事業といたしまして、今回169件で315万500円の納税をいただいております。2項目としまして、地域間交流や国際理解、平和事業、平和教育を行う事業として34件の御寄附をいただきました。これにつきましては59万8,500円頂戴しております。次に3項目め、これは村民福祉の充実ということで37件、43万7,000円の納税をいただいております。そして4項目として、生活環境の整備や産業振興を図る事業ということで、これにつきましては30件、トータルで32万円の納税をいただいております。最後に5項目としましては、村長が認める事業ということで39件、397万4,000円の寄附。以上309件、848万円のふるさと納税基金の資金の仕分けとなっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

細かい詳細ありがとうございます。

続きまして、返礼品として国は3%以内に納めてくださいということと、基本的に特産品だというふうには打ち出しています。本村は非常に特産品では乏しいところがあって、以前は高速船とフェリーの切符をおあげしていたということですので、これって返礼品として乗船切符は、それは該当するのですか。国が打ち出しているのが特産品だということを言っているものですから。例えば、今SNSで相当いろんなものが拡散します。座間味村へ行きました。ところが返礼品は、那覇一座間味間の往復切符でしたとかということになって、これがSNSの何かで拡散されたりするとどうかなと思ったり、それと特産品ということですので、皆さんが今把握しているものでいいですから、どういったものを返礼品としておあげしているのですか。というのは、私も御承知のようにこれまで冬場、いろんな観光をして、その人たちが寄附をしたかどうかはわかりませんが、座間味村に金を落とそうと思っても、なかなか使い道もないから、ふるさと納税をしたいのですけどと言ったら、以前に議会でも話したこともありますが、どうぞ、役場を行けば窓口ですぐ対応してくれますよということで、いろいろありがとうございますということで、そういう面では促進を促してはいるのですけれども、話は戻りますが、この特産品、返礼品に関しては3%以内と。それから船舶の乗車券というのはどんなものか、今後それは問題にならないかどうか、執行部の皆さんの意見を聞かせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平議員からの御質問ですが、返礼品につきましては過去自治体でいろいろ取り組みがありましたけれども、総務省のほうから通知がございまして、納税額の3割ということになっております。我々につきましては、特産品については観光協会を通じてざまみむん市場のほうから乾麺とか、地元の材料を使ったケーキ、そういったものの詰め合わせ品を返礼させていただいております。一応年間にしますと、約20件あるのかという感じを聞いております。また船の件につきましては金券ではないということと、これについての納税額をこれまでは我々も1万円以上で往復見ておりましたが、これは廃止して3割を守って、船に

つきましては、2万円以上の方に返礼品として切符のほうを、地元の座間味村に来てくださいということで対応をさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。最近、これがいろいろと取り沙汰されているものだから、地元の人としてはやはり多少気になるものですから、今回これをお聞きしました。

次は同じようなことではあるのですが、去年の4月から美ら島税が導入されました。その経緯に際しては去年の3月の皆さんの予算、あるいは条例等で我々は認めた形になっているのですから、とやかくごちゃごちゃ言う権利はないのですけれども、運びとしては今議長の中村議員がおとしの12月に、3月まではシミュレーションをして、4月からスタートしましょうということだったのですけれども、結局阿嘉島で1回して、天気が悪くて集まりが少なくてというような話をお聞きしましたけれども、その後、去年からスタートをしたわけですから、冒頭に申し上げたようにとやかくいう権利はないのですが、この広報にも1,036万8,550円の村民税が入っていると広報紙にも載っております。聞きたいのは、同じようにこの使い道。よくふるさと納税も、当然美ら島税も船舶窓口に、この、どうこうで使いますよということが掲示されているのはもちろん見ております。みんながみんな見ているかどうかはわかりませんが、私はそれは当然見ていますが、その使い道。それから神の浜に使ったとこの広報には載っておりますが、神の浜にももちろんそれを使うなということではないですよ。お幾らぐらい使ったのか。要するに余りにも偏るのではないかとか、それはもちろん先ほどのふるさと納税もそうですけれども、地域、それから福祉、いろんな5項目ぐらいの分野がありますけれども、これともかぶるところもあるとは思うのです。ですからその辺の使い道等、それから神の浜にお幾らぐらい使ったのか。まずその方向性を教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、美ら島条例につきましては3月の年度末に締めさせていただきます、9月の決算に向けて調整をしておりますが、広報紙に記載しておりますように、平成30年度の徴収額はまず1,036万8,500円、約1,000万円弱、歳入徴収いたしました。これの使い道についてですが、まず最初に神の浜の展望台、これについては撤去工事ということでこちらから財源として271万8,000円充当させていただいております。それ以外に約800万円近くありますが、それぞれ農道、林道、避難道の草刈り作業、これについては174万6,400円使わせていただいております。あと公園関係、公園の清掃、それに合わせて環境美化の助成金ということで、こちらのほうが296万6,800円使わせていただきました。神の浜展望台で271万8,000円、それ以外にも施設の管理、道路の清掃等、林道とか農道等の草刈り作業で293万7,300円と、ほぼほぼ税の使い道であります環境整備のほうの賃金等で使わせていただいております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。それとあと一点、これは船舶で切符を往復買うときに3枚出てきます。100円の税金ということで。これは、ある離島では内税に入って切符は2枚で済むと。私はたまたま財布を見ると分厚いのです。ところがお金は一銭も入っていないのです。これが税金のあれが、もう27枚ぐらい入っているの

す。これは私だけではなく、皆さんも経験していると思うのです。というのは100円もらって、この印刷をかけて、それからそのシステムを改修して、何のために美ら島税で100円をもらっているかと。逆にいうと、これに経費がかかっているのではないかと懸念する方もいるのです。その辺は内税として、それから船舶の窓口切符としての改善はできないかどうか。それをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

この税をスタートしたときの考えとしまして、船舶料金と税はまず別物であるというほうからスタートしております。それで我々もお客様一人ずつから税金をいただいておりますので、それについては領収書の発行は個別で、一件ずつ対応していこうということでこのような今のスタイルとなっております。御指摘のありますように枚数が3枚にふえるということでお話も聞いております。これにつきましては、阿嘉のほうで試験的に紙質を薄くしたりとか、コストの低減を図れるような仕組みづくりを今やっておりますが、システム全体の改修となると大変なことと考えております。またこれは手書きにしますとコストは見直しできると思うのですけれども、窓口での対応が本島のほうでかなり煩雑、また混乱を招くのではないかとということで、このような対応となっております。今のところは3枚のほうなのですけれども御理解いただいて、このスタイルで我々は税をいただいたら一人ずつにちゃんと領収書をいただきましたということでお返ししていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これで午前の会議を閉じます。午後1時30分から引き続き一般質問を行います。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

午前に引き続き、一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

午後もひとつよろしく願いいたします。次は、各区において座間味区、阿佐、阿真、阿嘉、慶留間とあるのですけれども、各区において環境衛生整備費というのがあるとお聞きしております。これは各区に行政、村のほうから補助みたいなのを流して出面政策で、国は予算的には受け入れをする金ではないとお聞きしております。ところが、御承知のように私は座間味区の区長をフォローするわけではありませぬし、擁護するわけでもないのですが、あちこちでお酒を飲んだり、いろいろ談笑をしていると、座間味は玄関口であり

ながら、環境美化衛生費等の作業命令等がなされていなくて、どういうふうになっているかという話をよく失対作業絡みの人夫をされている方々から、最近よく耳にします。そこで伺いたいのは、このお金がどういう形で執行されていて、どういう仕組みでそういうことがなされているのか。また、変な言い方ですけども区長がいないとそれはできないのか。まず、そのあたりからお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平議員の質問にお答えしたいと思います。まず執行についてですが、確かに座間味区の環境整備費については、財源としましては予算としてふるさと納税を充てております。これは5字区に平等に今30万円ということで150万円の予算を計上しているところでございます。それとあわせて、今年度から失対ということの6款に予算を組んでいたものを補助金がないということで2款のほうに、こちらのほうもことしから予算を移して、あわせて執行するようにしております。まず元になるのが、座間味村環境美化支援事業実施要綱を平成22年の10月に制定しております。これに基づいて、執行方法としては区のほうから上がってきた清掃美化活動について村のほうと協議をして、合意書を得て、予算のほうを補助金としてお流しているところであります。参考に、本年度はもう4字区は申請が来て、一部は予算執行を着手していると聞いております。これについて区以外の申請についてなのですけれども、要綱によりますと区のほかに青年会、婦人会、子供会、PTA、そういったところからの申請についても調整いただいて、合意を得てから補助金を流すことは可能となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今話を聞きますと、ではこれは当然こういう美化ですから、失対作業絡みで私はほかの区の区長たちからもいろいろ少しづつお話を聞いているのですけれども、特に座間味区は働き手が多いと。あるいは今失業対策事業はないのですけれども、昔から失対事業という、これと絡めるとおよそ座間味区だったら100万円ぐらいはとれるのではないかというような話もあって、話は飛びますけれども、今週末、来週とイベントがあって、古座間味近辺、それから古座間味の道、それから山川のあたり全部草刈りもされてはいるのですけれども、当然この時期になってくると、きょうは旧暦の5月15日、グングッチウマチーですけれども、旧盆までにはあと2カ月あるし、皆さんの広報にも載っているように固定資産税の第二期納期が7月31日、それから国民健康保険税が同じく7月31日ということで、やはりこういう仕事をしている方々は1つでも2つでも多く作業がほしい、仕事がほしいというのは、以前から言われているとおりやまやまなのです。それでもう一度聞きたいのですが、これは執行をするために、別に会計管理者みたいな、あるいは出納管理をする方がいて、この方々に仕事をさせたいからという形の方式とか、そういうものはとれないものかどうか、お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、一応本実施要綱に基づいて、これまで予算のほうを執行させていただいております。これに基づきますと、団体のほうが活動団体という定義がございまして、これには自治会、区ですね、青年会、婦人会、PTA、子供会等の団体とするとあります。よって、個人での申請は認められませんが、区として座間味区としての申請、婦人会としての申請であれば、予算の執行は可能となっております。です

ので、申請をするに当たって、やはりそれなりの団体からの申請が我々としても必要と考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ではこれは総務課長、要するに各団体から、住民からそういうことがあれば申請は可能ということですね。はっきり言って今いろんな問題があるにしても、一番困っているのは座間味区民なのです。御承知のように座間味区民は働きたい人数も一番たくさんいるものですから、その辺は一応きょう終わって、また各関係団体とちょっとお話ししてみたいと思うのですけれども、それは何回も確認しますが、各団体長がそういう用途で申請したいということであれば可能ですね。もう一度、最後に確認します。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

要綱のほうにもしっかりと区、婦人会、青年会とうたっておりますので、ただしまちこちらのほうで、いわゆる合意書という計画書を出していただいて、それを審査して、うちのほうからオーケーということを出しておりますので、まずは計画書を出していただいた後に、計画書をしっかり協議させていただいて、予算に資するものであるかということ判断しての予算の執行となっていきます。ただ、出してもらっても意図が違う使途に使われるようであれば、これについては却下させていただく可能性もあります。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの補足になりますが、座間味区のほうは平成28年度に24万円補助を受けて、それ以来はございません。平成29年、平成30年と、この予算は流れてしまっております。今組織として、座間味区の組織は総会も開いておりませんので、区としての申請は難しいかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今行政の皆さんが言っているのもよくわかりますけれども、先ほど言ったように、これは要するに働きたい人、そのあおりを受けているのは区民ですから、言葉を返すようですが、ここは玄関口です。座間味村字座間味。こういった美化は、ではどのような形で配慮して、今掃除をさせているのですか。その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

現在は一部村のほうからもお願いしているのですけれども、青年会、または婦人会にあっては、ボランティアで今清掃活動を行っているという聞いております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では今後、私が先ほどから言っているようにもう定年して働いている、要するに失対作業等を含めて、今人夫で働いている皆さんにこういうお仕事をさせようと思うのだったら、どういう手段があるか。その辺を

お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、どの集落も全て区が行っております。望ましい形は座間味区が区として運用をして、区として区長が雇って、美化作業をするのがいいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

それはわかります。だからそれが今できていないから、あおりを受けているのはそこで働いている区民だから、それは何らかの救済方法がないかということをお聞きしているのです。区長がやらないからそれはできないということはわかりますけれども、何かやはり、先ほどから言っているように、昔から言うようにボンジリ トシイリと。この時期になってくると、金も必要。金も払わないといけないということになると、やはり先輩方はそういう言葉も使いながら、ですから行政として何らかの救済方法とか、あるいは人夫で使うとか、そしてその予算をそれに充てるとか、皆さんのほうだったらそのやりくりはできると思うのですけれども。もちろん今副村長がおっしゃるように、区長がそういうことであるからできませんというのは、それはもう存じています。だけどそれだったら区民のみんな、あおりを受けていますということなのです。それに対してどうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

阿嘉区、座間味区、おのおの港とか玄関口であります。港等に関してはこの補助金とは別に港湾のほうで採用賃金とかもありますので、そのような方向で集落の入口の道路は道路の作業賃金で対応をしているところであります。ちなみに環境美化の補助金については、当然区のほうもちょっと誤解しているところがありまして、これは必ず人件費になるとは限りませんとお伝えしていますので、今補助金を流しているのはあくまでも環境美化であって、その人件費ということではありませんので、この辺はまたお間違いのないようお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。きょうのやりとりをして、何名の方からそういう相談を受けているもので、きょうの趣旨は一応説明して、今後どう対応していくか。もちろん区としても、あるいは今働きたいという、仕事をしたいという方々にも周知は図っていきたいと思います。ありがとうございました。

次は、これは新しい制度で去る5月10日に国会を通過しました、幼児教育無償化制度の具体化に向けての村の方向性、例えば3歳から5歳の幼稚園児、それからゼロ歳から2歳の子供たちの今の進捗状況、それをお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。幼児教育や保育を無償化する、改正子ども・子育て支援法が5月10日に可決され、成立

されました。それに伴い10月より本村でも幼稚園、3歳児から5歳児の教育活動に係る保育料、全世界無料化でスタートする予定となっております。

次に預かり保育に関しましては、月1万3,000円を上限として無料化の対象となります。それ以上は利用者負担となります。現時点におきまして、本村の預かり保育料はまだ決まっておりません。現在在園している園児や保護者には規則等を整備次第、通知をもってお知らせする予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。それでもう一点は、これは今3歳児から5歳児の話です。次はゼロ歳児から2歳児に対しての非課税世帯に対しては、国の指針としては無償化だと打ち出しておりますけれども、本村のゼロ歳児から2歳児に対する制度のあり方、そこら辺を教えてくださいませんか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの宮平議員の御質問ですが、まずゼロ歳児から2歳児に係る保育所については、まだ実際村内では開園がありません。しかしながら、今我々のほうでゼロ歳児から2歳児保育ができるように、事業所として資格取得に向けての取り組みは行っておりますが、目指すは10月に開園できないかと考えております。10月に開園に向かいましたら、政府が示すようにゼロ歳児から2歳児クラスは住民税の非課税については無償化、そういった対象になると考えております。現時点ではまだ保育所が開園していないということもありまして、ここまでしか答弁できませんが、御了承をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ただ、本村の場合は全協でも少しお話ししたのですけれども、村の施設を借りて個人的に、ちょうどその年代の子供たちを預かっているということがあって、ではその人たちに対しては、もちろんその託児所というのですか、保育園というのですか。何と言っているかわからないのですけれども、そこに対してのあれはないのですけれども、そこに預けている親御さんたちは、当然それが保障されるのではないかとということで、私は先週県に問い合わせをしたのです。本当はきょう連絡が来ることになっていたのですけれども、きょう本議会になっているものですから。これは要するに認可、無認可に関係なく、要はその保護者が、その子供に対しての無償化ですから、それはちょっと違うのではないですかと。正式に国・県も調べて、きょう連絡が来ることになっていたのですが、きょうはあいにく本会議で、私、きょうはずっと携帯電話を持っていないものですから、実はきょう県から答弁をもらえる予定だったのですけれども、本村としてそれをどのような感じで捉えているか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの宮平議員の御質問ですが、その件につきましてはこちらのほうでも問い合わせをしております。一定の基準を満たした保育所であれば、認可外であっても認可であっても、このような形で無償化の制度には値するというようになっております。ただ、一定の基準を満たしたということが条件です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは冒頭に言ったように新しい制度で、また10月1日からのスタートですから、今後の情勢、成り行きを見ながら、もし間違っていれば間違っていると、正しいなら正しいということで、再度また9月定例会までにはまたいろいろとまとまってくると思いますので、もしおかしいところがあれば、また聞きたいところがあれば、これはまた次の機会にも聞きたいと思います。これは親子さんを持つ方からすれば非常に関心があることで、ましてや子供をたくさん…ちょっと言葉は変ですけども産みなさいという面からすると、幼児無償化というのは非常に本村にとっても大きな、きょう午前中いろんなことがありましたけれども、やはりこれも子育て支援の一つ、後々は児童生徒となっていくわけですから、その辺はしっかりとお互いに勉強し合って、いい制度を確立していきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩  
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第6．議案第26号 専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号））から議案第33号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では議案の説明に入らせていただきますが、説明する議案第26号から議案第33号の詳細につきましては、せんだって行われました全員協議会の中で御説明をさせていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきますので御了承ください。

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 専決処分した内容 | 平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号）  |
| 2 専決処分の内容  | 別紙のとおり   |
| 3 専決処分した日  | 平成31年3月18日   |
| 4 専決処分の理由  | 指定寄付金の申し出があったため、補正予算措置が必要となった。<br>繰越明許費の教育費阿嘉小学校校舎改築設計委託業務は、設計の変更が早急に必要となった。これらの事由により予算の補正が必要となったが、議会を召集 |

する時間的余裕がないことから専決処分を行った。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

指定寄付の申し出及び、校舎改築設計の設計変更が早急に必要となったため、平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号）にて、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

専 決 処 分 書

指定寄付の申し出及び、校舎改築設計の設計変更が早急に必要となったため、議会を召集する時間的余裕がないことから平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号）にて、専決処分をする。

平成31年3月18日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号）

平成30年度座間味村一般会計の補正予算（第8号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,432千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,665,986千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年3月18日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 寄 付 金		8,536	10,432	18,968
	1 寄 付 金	8,536	10,432	18,968
歳 入 合 計		2,655,554	10,432	2,665,986

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商 工 費		103,348	10,432	113,780
	1 商 工 費	103,348	10,432	113,780
歳 出 合 計		2,655,554	10,432	2,665,986

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
7 商工費			10,433 千円
	3 観光費	備品購入費	10,433 千円
10 教育費			24,318 千円
	2 小学校費	阿嘉小学校校舎改築設計委託業務	24,318 千円
	2 小学校費	阿嘉校仮設校舎設置工事	23,224 千円
合 計			34,751 千円

議案第27号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

記

- 1 専決処分した内容 座間味村税条例の一部を改正する条例について
- 2 専決処分の内容 別紙のとおり
- 3 専決処分した日 平成31年3月29日
- 4 専決処分の理由 地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、4月1日より施行されることから、座間味村税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

座間味村税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求めらる必要がある。

## 専 決 処 分 書

平成31年3月29日付けで地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布され、平成31年4月1日より施行されることとなった。

それに伴い、座間味村税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

平成31年3月29日

座間味村長 宮 里 哲

### 座間味村税条例を改正する改め文

第24条第1項第2号中「寡夫」の次に「又は単身児童扶養者」を加える。

第34条の7第1項前段中「おいて」を削り、「〃法第314条の7第1」を「同」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「2」を「11」に改める。

第36条の2第7項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市（町・村）内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2第1項中「のきていす」を削り、同項に次の1号を加える。

（4）その他施行規則で定める事項

第36条の3の3第1項各号列記以外の部分中「5」を「6」に改め、「者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に改め、「同項に規定する」を削り、同項に次の1号を加える。

（4）その他施行規則で定める事項

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「8」を「9」に、「9」を「10」に、「って」を「り」に改め、「おいて」を削る。

第48条第1項中「第10項及び第11項において「納税申告書」という」を「第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という」に改め、同条中第12項を第14項とし、第8項から第11項までを2項ずつ繰り下げ、同条第7項中「48」を「52」に改め、「の16の2第3」を削り、同項を同条第9項とし、同条第3項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、同条第2項中「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「4」を「6」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第4項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の5項を加える。

15 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて村長の承認を受けたときは、当該村長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、村長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

16 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市（町・村）長に提出しなければならない。

17 第15項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第15項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を村長に提出しなければならない。

18 第15項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌以後の第15項前段の期間内に行う第10項の申告については、第15項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

19 第15項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第17項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌以後の第15項後段の期間内に行う第10項の申告については、第15項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税種別割軽自動車税の税率は、」を削り、「軽自動車等に対して」の次に「課する種別割の税率は」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「1」を「5」に改め、「第5項」の次に「(同条第7項の規定により読み違えて適用される場合を含む。)」を加え、同条第2項第1号中「前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)」に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。)」を削り、同項第2号中「前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合」を削り、同条第3項中「第1項」を削る。

附則第7条の4中「2」を「11」に改め、「第2項」の次に「(法附則第5条の6第2項の規定により替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄付金税額控除」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に改め、「1」を削り、「第1号」を「に規定する特例控除対象寄附金」に改め、「掲げる寄附金」を削り、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区」に改め、「長」の次に「(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」を加え、同条第2項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第3項中「など地方団体の長」を削る。

附則第9条の2中「寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条及び第15条中「削除」を「法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。」に改め、同条及び同条を同条とし、同条の次に次の8条を加える。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3)とする。

5 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 7 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
- 19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては0とする。
- 27 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。  
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 3 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
- 2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添付し村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 3 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
  - 4 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかった理由
- 3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第十二条第十五項において準用する同条第八項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に河川法（昭和39年法律第167号）第6条第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者に

あつては、住所及び氏名又は名称)

- 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積（法附則第15条の8第4項第1号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び特定居住用部分の床面積)
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
- 7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - 4 耐震改修が完了した年月日
  - 5 耐震改修に要した費用
  - 6 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 8 8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第五項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第四項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - 4 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
  - 5 居住安全改修工事が完了した年月日
  - 6 六 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
  - 7 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日

- 4 熱損失防止改修工事が完了した年月日
  - 5 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等
  - 6 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - 4 耐震改修が完了した年月日
  - 5 耐震改修に要した費用
  - 6 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 11 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - 4 熱損失防止改修工事が完了した年月日
  - 5 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等
  - 6 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して村長に提出しなければならない。
- 1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - 3 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - 4 耐震改修が完了した年月日
  - 5 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震

## 改修に要した費用

6 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

2 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

3 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

4 家屋の建築年月日及び登記年月日

5 利便性等向上改修工事が完了した年月日

6 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

（平成二十八年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月31日）までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

1 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

2 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

3 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

4 その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 特定被災共用土地に係る法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種

類、構造及び床面積並びにその用途

- 1 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
  - 2 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
  - 3 特定被災共用土地に係る法附則第十六条の二第三項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
  - 4 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
  - 5 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。（商業地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の減額措置を実施する市町村）

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第二節の規定にかかわらず、道（府・県）が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

- 2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第一項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第一項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 知事は、当分の間、第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつた時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第百61条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する

規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

#### 第15条の6

- 1 営業用の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。第1号100分の1  
100分の5 第2号 100分の2 100分の1 第3号 100分の3 100分の2
- 2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする
- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「百分の二」とあるのは、「百分の一」とする。

附則第16条第1項中「法」を「平成18年3月31日初めて道路運送車両法第60条第1項後段の指定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成30年度分」に改め、「附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を削り、同条第2項表以外の部分中「3」を「2」に改め、同項中「27」を「29」に、「28」を「30」に、「おいて、」を「は」に改め、「限り、」の次に「当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた」場合には平成31年度分の軽自動車税限り、」を加え、同項の表中「ア」を「イ」に改め、同条第3項表以外の部分中「4」を「3」に改め、同項中「限る。」の次に「以下この項及び」を加え、「7」を「9」に、「28」を「30」に、「おいて」を「は」に、「限り」を「限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた」場合には平成31年度分の軽自動車税限り、」に改め、同条第4項中「27」を「29」に、「28」を「30」に、「おいて、」を「は」に、「限り」を「限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税限り、」に改め、同項の表第82条第2号アの部中「55, 200」を「5, 200」に、「8, 000」を「8, 000」に、「21, 900」を「2, 900」に改め、同部5, 000円の項中「3, 800」を「3, 800」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 村長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 村長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受

けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 4 第二項の規定の適用がある場合における第十九条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第十六条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第22条第3項第1号中「氏名」の次に「又は名称」を加える。

## 議案第28号

### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 専決処分した内容 | 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について   |
| 2 専決処分の内容  | 別紙のとおり  |
| 3 専決処分した日  | 平成31年3月29日  |
| 4 専決処分の理由  | 地方税法（昭和25年法律第226号）が公布され、4月1日より施行されることから、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があったが、議会を召集する時間的余裕がないことから、専決処分をした。 |

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

#### 専 決 処 分 書

平成31年3月29日付けで地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が公布され、平成31年4月1日より施行されることとなった。

それに伴い、座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を召集する時間的余裕

がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

平成31年3月29日

座間味村長 宮 里 哲

#### 座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

座間味村国民健康保険税条例（平成12年座間味村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中当該合算額を580,000円から610,000円に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の座間味村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第29号

#### 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

#### 記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 専決処分した内容 | 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約  |
| 2 専決処分の内容  | 別紙のとおり  |
| 3 専決処分した日  | 平成31年3月29日  |
| 4 専決処分の理由  | 平成31年4月1日より特別地方公共団体の名称変更になることから沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、議会の承認を得る必要があるが召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。 |

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

## 提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約について、専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

## 専 決 処 分 書

平成31年4月1日より特別地方公共団体の名称変更になることから沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する必要がある。

それに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、議会の承認を得る必要があるが召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月29日

座間味村長 宮 里 哲

## 別紙

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部を変更する規約

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成23年7月21日制定）の一部を次のように変更する。

第3条中「「島尻消防、清掃組合」」を「島尻消防組合」に改める。

第5条中「「島尻消防、清掃組合管理者」」を「島尻消防組合管理者」に改める。

## 附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条の改定規定は、平成30年4月1日から適用する。

## 議案第30号

## 専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

## 記

- |            |  |
|------------|--|
| 1 専決処分した内容 | 平成31年度座間味村一般会計補正予算（第1号）  |
| 2 専決処分の内容  | 別紙のとおり   |
| 3 専決処分した日  | 平成31年4月1日  |
| 4 専決処分の理由  | 座間味島及び阿嘉島の定住促進住宅建設に係る沖縄離島活性化補助交付金が平成31年4月1日付で交付決定を受け、早急な事業執行を行うため予算の補正 |

が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分を行った。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

座間味島及び阿嘉島の定住促進住宅建設に係る沖縄離島活性化補助交付金が平成31年4月1日付で交付決定を受け、早急に事業を執行するため平成31年度座間味村一般会計補正予算（第1号）にて専決処分をしたので、議会の承認を求める必要がある。

#### 専 決 処 分 書

座間味島及び阿嘉島の定住促進住宅建設に係る沖縄離島活性化補助交付金が平成31年4月1日付で交付決定を受け、早急に事業を執行するため予算の補正が必要となったが、議会を召集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

平成31年4月1日

座間味村長 宮 里 哲

#### 平成31年度座間味村一般会計補正予算（第1号）

平成31年度座間味村一般会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

##### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283,976千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,202,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

##### （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

座間味村長 宮 里 哲

#### 第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 国 庫 支 出 金		40,961	226,108	267,069
	2 国 庫 補 助 金	18,390	226,108	244,498

款	項	補正前の額	補正額	計
16 繰入金		48,800	1,368	50,168
	2 基金繰入金	4,800	1,368	6,168
19 村債		215,000	56,500	271,500
	1 村債	215,000	56,500	271,500
歳入合計		1,918,736	283,976	2,202,712

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		419,826	283,976	703,802
	6 住宅費	10,403	283,976	294,379
歳出合計		1,918,736	283,976	2,202,712

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
一般補助施設整備事業債	0	56,500	56,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。  (借入時期) 令和元年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年6%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、措置期間を含め15年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、措置期間中であっても繰上償還、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	0	56,500	56,500			

## 議案第31号

### 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

#### 提案理由

多様化する教育行政事務に対し、教育サービスの低下を招くことが無いよう定数を増員し、迅速な教育行政運営に努める必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

#### 条例第10号

### 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例

座間味村職員定数条例（昭和47年5月20日条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「34」を「33」に改め、同条第3号中「3」を「4」に改める。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行する。

## 議案第32号

### 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

### 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

令和元年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,365千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,290,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		267,069	16,240	283,309
	2 国庫補助金	244,498	16,240	260,738
13 県支出金		520,515	28,609	549,124
	2 県補助金	467,377	26,935	494,312
	3 県委託金	40,533	1,674	42,207
14 財産収入		390	5,400	5,790
	2 財産売払収入	0	5,400	5,400
16 繰入金		50,168	47,583	97,751
	2 基金繰入金	6,168	47,583	53,751
18 諸収入		37,153	△10,467	26,686
	4 雑収入	37,152	△10,467	26,685
歳入合計		2,202,712	87,365	2,290,077

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		307,308	62,939	370,247
	1 総務管理費	269,984	61,265	331,249
	4 選挙費	2,121	1,674	3,795
3 民生費		156,999	545	157,544
	1 社会福祉費	136,177	462	136,639
	2 児童福祉費	20,807	83	20,890
4 衛生費		140,003	11,003	151,006
	1 保健衛生費	68,097	8,225	76,322
	2 清掃費	71,906	2,778	74,684

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 費		78,249	△15,568	62,681
	1 農 業 費	35,996	△15,718	20,278
	3 水 産 業 費	20,739	150	20,889
7 商 工 費		104,999	1,479	106,478
	1 商 工 費	104,999	1,479	106,478
8 土 木 費		703,802	444	704,246
	4 港 湾 費	231,784	444	232,228
9 消 防 費		11,335	22,338	33,673
	1 消 防 費	11,335	22,338	33,673
10 教 育 費		526,424	3,857	530,281
	3 中 学 校 費	9,109	42	9,151
	4 幼 稚 園 費	49,617	3,433	53,050
	5 社 会 教 育 費	11,448	382	11,830
11 災 害 復 旧 費		328	328	656
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	328	328	656
歳 出 合 計		2,202,712	87,365	2,290,077

議案第33号

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年6月17日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,755千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,891千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		40,674	6,755	47,429
	1 繰入金	40,674	6,755	47,429
歳入合計		131,136	6,755	137,891

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		91,658	6,755	98,413
	1 営業費	91,658	6,755	98,413
歳出合計		131,136	6,755	137,891

以上、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第26号 専決処分の承認について（平成30年度座間味村一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは全協でも譲治議員が聞いていましたけれども、この10,432,000円、全協ではヨット、ゴムボート、それにかかわる付属品を購入するということで、寄附依頼者からそういう話がありましたという説明を受けました。これは今艇庫を見てみると艇庫の中には、二、三年前ぐらいに買ったボートもありますし、そんなにそのボートが、あれもほとんど使っていない状況ですけれども、必要なかどうか。要するに艇庫も見てみると結構いっぱいしていますし、本当にそういうものが必要だったのかどうか。その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この指定寄附につきましては、私たちがボートを買いたい、ヨットがほしいので寄附をしていただけませんかということではございませんで、先方から座間味村がセーリングの合宿、特に東京オリ・パラに向けたヨット合宿に力を入れているということを知った上で、ぜひともそういうものを買っていただいて、その皆さんに活用していただきながら、ひいては座間味村の活性化につなげていただけませんかという名目で申し出があったものですから、私たちが艇庫がいっぱいであるとか、船が既に1隻あるということではないということが一つと、簡単にいうとゴムボートといいますか、ボートもありますけれども、2隻目があっても全然問題ない。合宿に関しては非常に大きなツールになると思っています。そういったことから購入させてい

ただくということが一つと。

ヨットも専門家の話を聞きますと、今470（ヨンナナマル）という種類のヨットが公式競技で使われているということなのですが、新しい種類の船が主流になってくるということを知っておりまして、この購入するヨットに関しましては、今のヨンナナマルではなくて49er（フォーティナー）という、済みません。私も詳しくないのですが、そのヨットを買うことで、次に競技の対象の船が新しく変わったときに、スムーズに練習ができるようにしていただけないかという先方からの申し出がございますので、その辺は私たちとしてはありがたく頂戴をしたというところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。艇庫が余りにもいっぱいしているものだから、本当に必要なと思ったのですけれども、でもそういう趣旨であれば。ただ、オリンピックも来年終わって、その後が本村で果たして合宿があるかどうかというのは、先のことはわかりませんが、そういうことであれば一応理解したということでしょう。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

今の質疑に関連してなのですが、私もヨットが好きで、座間味村でこのような環境が整ってきていることに対して、村長の大きな力もあったと思うのですが、私としてはうれしいニュースというか、今後もっとますます協力していくべきことかと思っております。ヨットに興味がない人からしたら、何でそこまで村がという意見ももしかしたらあるのかもしれませんが、オリンピックに向けた合宿地として、本村で合宿を張っているチームが今のところしっかりと結果を残して、順調に合宿地としての本村の役目も果たしているのかとは思っています。今後も本村で合宿を張る選手が日本国内だけでなく、世界でも活躍することによって、村の大きなピーアールになると思っております。また先ほど村長が、新しい艇ではないと思うのですが、日本が少し弱い部分、ヨンナナマルクラスは日本でも結果を残している競技種目ですが、フォーティナーというクラスに今度日本も力を入れて、しっかりとそこで世界でも戦える結果を残していきたいという方向なのだと思うのですが、この寄附のあり方というか、座間味村の広報によると座間味村の財産としていただく、今後預かるということを書いておりますが、本村からオリンピックを目指す、例えば子供たちだったりとかもヨットに興味を持って、その艇を利用できるのかどうか。このオリンピック代表候補しか、この艇を利用することができないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

4月より船舶・観光課長となりました糸嶺です。よろしく申し上げます。

ただいまの質疑にお答えします。条例のとおり、条例では座間味村海洋体験施設の設置及び管理に関する条例というものがありません。その中にヨットの貸し出しというのがありますので、村としてはそのヨットの貸し出しの4時間以内という条例のとおりで、貸し出しをできるようにと考えております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

わかりました。課長の答弁ですと、島の人も、島の人だけではなく活用できるということですので、今、海の競技ではサップが大変盛り上がってきております。ヨットも同様に、しっかりと子供たちが育つような環境を整えれば、今合宿地として誘致していることも、島の人みんなに認められることにつながると思いますので、ぜひ有効的に活用できるような環境整備をよろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第26号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第8. 議案第27号 専決処分の承認について（座間味村税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してもよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第27号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第9. 議案第28号 専決処分の承認について（座間味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第28号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第10. 議案第29号 専決処分の承認について（沖縄県消防通信指令施設運営協議会の規約一部を変更する規約）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第29号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第11. 議案第30号 専決処分の承認について（平成31年度座間味村一般会計補正予算（第1号））についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第30号 専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第12. 議案第31号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これから質疑を行います。1番 宮平譲治議員。

○ 1番(宮平譲治議員)

先ほどの一般質問の中でもちょっとこれに触れたのですが、提案理由で、多様化する教育行政事務に対し、教育サービスの低下を招くことがないよう定数を増員し、迅速な教育行政運営に努める必要があるとうたわれていますが、一般質問でも上げましたが、職員の負担、清志議員のほうからは学校教員の負担軽減の話もありましたが、教育委員会の最終的な目標は子供たちの学力向上が目標だと思いますが、この条例、定数を1人ふやすことによって、私はそこにつながるとは思いませんので反対するつもりですが、また全体的、トータルで考えると、村長事務部局が1人減ということです。教育委員会の負担は軽減されるはずですが、村長事務部局の負担は逆にふえるということにならないのでしょうか。お願いします。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

では私のほうから何点か説明をさせていただきたいと思います。まず一番最後の御質疑からお答えさせていただきますが、村長部局が1減、そして教育長部局に1増というふうな、大ざっぱに言うとそういう内容になっておりますが、3年前に村全体の職員定数を2人上乘せをする条例を議員の先生方に可決をさせていただきました。まずその背景を話させていただきますと、うちの職員も大分若返ってきてまして、女性の若い職員も大分ふえてまいりました。そういった中で結婚されて出産をされるということや、あるいはまだ休職中ですが、事故のため、病気で休職をされている人がいたりということで、休職をされる人が非常に多ございまして、そういった中で私たちのような小さな行政組織は、1人で1事業だけではなくて、1人で3事業ぐらい持っているものですから、その休んでいる期間の間、臨時職員で対応するというのが非常に厳しい状況があるという判断のもと、議員の先生方に相談をさせていただきながら職員の増をさせていただいております。この増は、直接この2を全て採用するというわけではなくて、今話をさせていただいたように突発的な事故であったり、病気であったり、あるいは出産・育児、子育てとか、そういった職員の福利厚生も含めた形で増をさせていただいておりますので、常にこの定数を丸々採用しているという状況ではないというのが一つございまして、まずそれが一つで、今現在においても定数で言いますと、保健師も今1人欠けておりますのでたしか3名だったと思いますが、定数からすると3名少ない状況で職員を採用しているという状況がございまして、

一方で教育委員会のほうですが、大分前になりますが慶留間幼稚園におきまして、今休園中ですが、園児数がほとんどいない。1人とかになってしまったために慶留間幼稚園を休園にして、阿嘉幼稚園と統合させていただいたような形で今現在も運営をさせていただいております。そのような状況の中で幼稚園の先生が1人いましたので、慶留間幼稚園にいた先生を教育委員会の事務局に派遣をして、事務の仕事も勉強をしてもらおうということで事務のお仕事をさせていただきながら、座間味村としては座間味幼稚園、阿嘉幼稚園の2園体制で園児の保育を頑張らせていただいているところでございまして、そういう状況がございましたので、教育委員会の定数を1減にしたという過去がございまして、今回はちょっと落ち着いてきたということもありますが、阿嘉の幼稚園の先生が何年か前に定年で退職したので、教育委員会で働いていた元慶留間幼稚園の職員を、幼稚園に復帰をしてもらったのが数年前なのですけれども、そのときから形上、教育委員会は1

減の状況になっているというのが現状でございます。そういった状況の中で、臨時職員を採用させていただきながら教育委員会が頑張っていたという背景がございますので、その辺を鑑みて、今回の定数条例の改正となったということとあわせて、もちろん宮平譲治議員がおっしゃるように教育委員会というのは学校の子供たちの教育環境を改善することで、あるいはいい状況を保つことで、子供たちがたくましく生きる。あるいは学力の向上を図っていくというのも大きな目標の一つであります。それ以外にもきのうのような図書館であったり、移動の水族館であったり、文化行政、あるいは文化・歴史、それからそういったものを守っていくのも教育委員会の大きな仕事でございます。すうじみちグランドゴルフも含めて、土日頑張っている教育委員会の職員を見ていると、私たちの村長部局のほうで今持っている一つを、もともと持っていた委員会に一つ返すというような考え方のもとに今回の条例改正をお願いさせていただいているということをぜひ御理解をいただいて、御審議をしていただければありがたいと思っております。私からは以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

済みません。もう少し確認ですが、まずそれぞれの課長は本当に納得しているのかどうかというのと、今でも若い職員がどんどん短期間で辞めていく根本的な原因は、まだ何なのかわかっていない状況だと思うのですが、そんな中、数字の上なのか、実際には減るわけですから、もっと負担は絶対ふえると普通は思うのですが、本当にほかの課長、まずこの案はどういった形で出されたか確認したいのですが、教育委員会はもちろん少ないよりは多いほうがいいので、提案はあったと思いますが、ほかの課長、総務課だったり、例えば今の総務課長だと教育委員会から異動したばかりです。そのとき感じた教育委員会の体制と、今総務・福祉課を抱えての職員の体制と、どこから移動するのかわかりませんが、教育委員会に1人増をしたほうが村の組織体制としてそれがベターだと本当に感じているのか。産業振興課、新しい船舶・観光課のほうも、役場の組織体制全体として、本当にこれが各課長も納得した上で決めたことなら私は賛成してもいいのかと私は思いますが、一部教育委員会と村長、副村長、教育長あたりで決めたことを課長に報告等、どういう形か知りませんが、本当にほかの課長も納得した上でこの議案を提出されたのかどうかだけ確認したい。それがそうなら私も反対する理由がありませんので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ちょっと譲治議員、今勘違いしている部分があるかと思えます。一つだけ、私が間違っていたら申しわけありませんけれども、今の質疑からすると現有の、現働いている村長部局の職員が、この条例が可決されて以降、人事異動でここに移っていくと感じているのかもしれませんが、そういうことではなくて、例えばの話ですけれども、今採用されている職員の中で、産休・育休、それと病欠ということで休職中の職員がお二人います。この人たちは席は私たちのところにあります。例えばですけれども、この条例が通った暁には、村長部局の今働いている人が異動するということではなくて、今のままで動きながら今休んでもらっている2人が例えば復職したときに、今席は村長部局になりますので村長部局ではなくて、戻ってきたときに教育委員会部局に行くというような形で考えておきまして、今の職員の体制ではもちろんうちの各課長は100%だとは思っておりません。ですが、そういうふうを考えております。繰り返しになりますけれども、今の直接働いている職員が条例改正後に異動するということではないということだけは、最初に御確認をさせていただきたいのが一つと、それと全課長が納得しているかどうかということだけは個人個人聞いていただい

たほうが良いとは思いますが、しっかりと私たち、今回のような各議会で提案をさせていただくような議案に関しましては、経営会議というのがございますので、しっかりと職員の意見を吸い上げつつ、最終的な意思決定機関は私、副村長、教育長を中心とした経営会議、この全体経営会議というのは私たちと課長、課長補佐まで入ります。その中で議論をさせていただいて、100%納得できない部分ももしかしたら個人個人にあるのかもしれないですが、組織としてしっかりと意思を統一して、各議会での議案の提出となっているということは御承知おきいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今の件なのですけれども、要は仕事量がやはり多くなったから人をふやすということだと思えるのですけれども、であればもうちょっと具体的に、職員にも担当がいると思えるのですけれども、どの部分が忙しくて人員をふやしたいかというのを説明してもいいのではないかと思えるのです。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

まずこのハード事業が今、阿嘉に入っております。その後に計画ですから変更はあると思えるのですけれども、阿嘉小学校、そして阿嘉小学校のもう一つの棟、それから教員宿舎、調理場という形で平成35年までに計画としては入っている状況にあります。

それからもう一つ、今支援を要する児童の増加等で、その辺が非常に厳しい状況にあります。また先ほどから話したとおり預かり保育園等の準備等もあります。また一括交付金事業も持っていますので、なかなか人手が足りない状況に今あります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。先ほど讓治議員からもあったのですけれども、やはりフォローして、教育現場のほうにも影響がないようにできるということであれば非常にいいことだと思いますので、今後ともよろしく願います。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

村長の先ほどの答弁には納得したのですが、教育課長の今の答弁には、ほかの課もそれぞれ同じだと思いますので、教育委員会だけがそういうわけではないと思いますので、村長の答弁に納得して反対はしません。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第31号 座間味村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

#### ○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第13. 議案第32号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

#### ○ 2番（宮平喜文議員）

では、歳出の9ページをお開きください。開かなくてもあれですけども、そこに総合センターの解体、あるいはそれに伴う予算等が全部計上されてありますけれども、広報紙なんかを読んでみると、もう8月ごろからは解体するとか、それから新しいものをつくるかというような話が出ておりますけれども、本村にとっては去る先週も芝高校、それから西武台高校と修学旅行がありましたし、それから11月にはファンカンとかそういうこともありますし、10月から12月修旅も結構何校か入ってくると思うのですけれども、役場庁舎の3階をお使いくださいとかいろんなことを言ったり、聞いたりはしますけれども、ここは20名、向こうは200名、300名入るところなのですけれども、理由にはもちろん老朽化、そして外壁、軒下が全部壊れかけているからということを書いているのですけれども、ではこの後、なぜこんな早く取り壊すのか。結局向こうができるのは、恐らく来年、今年度いっぱい、来年の2月、3月、4月までにはどうかと思うのですけれども、それにかわる施設が全くない。まず対応できる部署、雨天時とかというときにあるのですけれども、その辺を見込んで、なぜそんな早く壊さないといけないのか。先ほどから言っているように老朽化、軒下とかはわかりますけれども、それは私も以前議会でも質問をしたことがありますけれども、でもそれでも補修、保全をしながら使ってきているのに、何回も同じこと言うがこれから修旅、それからイベント等の雨天時、それから極端な言い方をすると年末年始、正月、年始会とかいろんな行事等があるはずなのに、私はそれにかわる建物は本村にはないと思うのですけれども、その辺どうしてそういう気になったか、御説明願えますか。

#### ○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

#### ○ 村長（宮里 哲）

まず大きく2点あると思います。先ほど御指摘のとおり老朽化は非常に大きな問題でございます。住民の

方々から何件か、目の前でコンクリートの破片が落ちてきましたという話をお伺いしています。それに伴っていろいろと業者をお願いをしながら、ハンマーで叩いてもらって落としたりということをやっておりますが、その後にもまたすぐ落ちてしまうというようなイタチごっこの状況が続いているということが一つ。小さな破片でも、あれぐらいの高さから落ちてくると人命にかかわるということもありまして、ましてやこれから夏に向けて多くの観光客が来る中で大ごとになってはいけないというのが、まず一つでございます。

そして、既に環境省のビジターセンターの話はもう1年前ぐらいから話が出ておりまして、環境省を中心に各種団体の長に集まっていたりということで、その場所の選定というのをいろいろ議論している状況ですが、ほぼほぼ総合センターの跡地につくりたいというふうに決まろうかと思っております。環境省の工程を見ますと、今年度、土質調査を含め委託を入れて、次年度、令和2年度に工事を着手したいという大きな前提がありますので、そこに向けて土質調査をするためには、あるいは設計を入れるためには、ある程度更地にしておかないといけないという状況がございましたので、8月という設定をさせていただいているというところです。ビジターセンターは当初、今年度座間味島の委託は入る予定ではありませんでした。が、実は渡嘉敷村のほうでビジターセンターの計画がおくれているという情報がございまして、その予算が丸々座間味で使えるということになったものですから、できれば今年度委託を入れたいという申し出もありましたので、環境省のほうには住民の説明会等を急いでいただきたいということでお願いをしているところというのをお知らせして、進めているという状況でございます。

また、いろいろとサークル活動を含め、総合センターを活用していた方々には大変御迷惑をおかけするのですが、先ほど御指摘のあったとおりの役場の3階の場所とか、コミュニティセンターとかいろんな場所を使って、場合によっては学校をお願いをして体育館を使わせてもらうのかもしれませんが、そういったことをすることで半年ぐらいの期間を乗り切りたいと思っております。

あわせて今行政のほうで建築をさせていただいているビジターセンターに関しましても、予定としては年度内ということで、年度内いっぱいですから3月いっぱいということにはなっておりますが、一日も早い竣工を目指して頑張りたいということで担当にもお願いをしておりますし、工程を見ますと今のところほとんど計画どおり進んでいるということもありますので、あちらの一日も早い竣工も含めて、あわせて考えながら、住民ができるだけ不利益をこうむらないような状況で仕事を進めていきたいと思っております。とにかく人命といいますか、安全第一でやっていきたいと思っておりますので、御理解と御協力をよろしく願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今言ったことは、これは私も当然そうあつてはいけないということで、今西側の総合センターにかわる建物を早くやってください、早くやってくださいということで二、三年前から申し上げて、これが県のほうで持ち越しでなかなか進まないという経緯がありました。私が言いたいのは、要するにこうなるから、あれを早くつくってくれともう二、三年前から言ってきて、やっと去年から執行するという形になってきて、今村長の話をお聞きするとビジターセンターのことも含めて、もちろん老朽化も含めて進めているということで、ちょっと話に水を指すようですが、ビジターセンターの件に関しては、我々委員の中でもほとんど知らない。知っている人は1人いるか。今、各長と話して、これはいきなりこれから予算から少し飛びますけれども、我々議員にはその話を諮る必要はなかったのかということをお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

実はこのビジターセンターの計画に関しましては、住民説明会をこれまでに2度開いております。環境省の事業で今やっている「満喫プロジェクト2020」です。この事業の中から採択された事業で、先ほど村長が申しあげました渡嘉敷村のほうがつくることがかなわなかったものですから、2020、来年までに完成ということで本村が採択されたという形ですので、議員のほうには説明はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、やる必要はないというふうに我々は理解していいわけですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

これは住民説明会の中で環境省が説明しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

当初予算の話から、補正の件からそれましたけれども、その件についてはおいおいまた機会を見つけて、聞きたいのは聞いていきたいと思います。その予算計上に関しての理由はわかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

14ページの消防費、区分18の沖縄観光防災協力強化支援事業、全協のときにもちょっと伺ったのですが、倉庫とか食料とか多言語対応ということで、金額が約1,700万円です。かなり大きい金額なので、どのような感じで、もうちょっと具体的に詳しく伺いたいのと、あとこの支援予算なのですけれども、たしか県全体では10億円近い予算になっていると思うのですけれども、先のことはわかりにくいかもしれませんが、継続していけるのか。1回の支援予算だけで終わって、今後は村でまたやるのか。そこら辺も伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの防災のほうの事業について、御説明させていただきます。本事業につきましては、本年4月に国の補正に基づいて、これは村民向けではなくて、沖縄県内観光客も多いということで、観光客向けの防災の充実を図るということでエントリーさせていただきました。備蓄関係が主になりますが、3年事業を計画しております。初年度の本年度は予算書どおりの額、9割補助をいただいて実施いたします。今回はまず将来備蓄を置いていくということで、そこに物を置く拠点が無いといけないということで、5字にまず、現状あります防災倉庫、9平米ぐらいの大きさであります、それを大きく2基購入したいと考えております。そして、やはり災害が起こったときに一番に困るのがトイレということで、今年度は簡易トイレを備蓄倉庫に入れさせていただきたいということと、座間味村の特徴であります、やはり外国人が多いと。そういうことで翻訳ができるアプリ等の機器を設置したいということで、今回はこれで上限額が達しましたので、主にコンテナとトイレと多言語の拡声器、しゃべると英語でしゃべるといような機器が今はありますので、そ

ういったのを今回は納入させて、備蓄を開始したいと思います。また二年後、三年後、食料等そのときに沿ったものを取り入れていく予定となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。この防災倉庫2基ということなのですが、具体的にこれはどこか場所は決められているのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

島の大きい座間味島と阿嘉島を今予定していますが、また納入しながら場所については最終確定させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

13ページ、7款の商工費の修繕費のほうなのですが、全協の際にもちょっと話は聞いたのですが、もう一度確認をしたいと思います。キャンプ場のほうのトイレ等の修繕だったり、壊れた箇所は補修ということだとは思いますが、147万9,000円。この修理箇所だったり、どこどこか、もう一度お願いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

箇所としては、シャワー施設等の修繕と男子・女子コテージ等のトイレの修繕、あと炊事場の修繕と污水配管の取替工事となっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

昨年キャンプ場の条例改正で料金等の見直しが行われました。それに伴って、多少料金の上乗せがあったと思いますが、使用料と利用料は上がっても、あちこち壊れて使えないとの苦情があるそうですので、しっかりと修繕してクレームがないように対応してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

私のほうは14ページ、非常備消防費、工事請負費の中で440万円計上されています。この前の全協では4カ所設置するという話を聞きましたけれども、その設置する場所。どこどこに設置するのか、具体的に教えてほしいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの中村議員の質疑に答えたいと思います。消火栓設置、4カ所を見ております。大体1基当たり、箱、中身と100万円近く見ております。4カ所のうち、字座間味で今回整備します。1カ所目がまるみ屋さんとダムに行く丁字路というのですか、そこに1基。それから岡俣団地の前に1基。もう1基が、役場前に1基。もう1基が、総合センターの横手のほうに9班のほうに1基、4基になっております。この場所については、本年度座間味村の水道管の基幹改良がございます。それにあわせた場所で4基、設置をする予定となっております。今のところ4カ所での設置を見込んでおります。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

この消火栓に関しては、私も一般質問でも質問をしてきています。今聞いたら、座間味島に4基設置という予定ですけれども、阿嘉、慶留間に関しても足りない状況ということを言ってきていますので、ぜひまた来年あたり予算計上できれば設置してほしいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

済みません、ちょっと戻るのですけれども、先ほどの議会議員のところと同じところなので、13ページの商工費のキャンプ場の件なのですけれども、シャワーも何らかの形で改善されるということなのですけれども、今もそうかもしれないのですけれども、ここは水が豊富じゃないので、恐らく今のシャワー室、または外で浴びるシャワーは無断で使用されている方も多々いるのではないかと思います。その中で、やはり料金を払っている人と払っていない人の差もあるのですけれども、水もやはり座間味の場合は少ないので、これはどうにか改善する方法を考えたほうが良いと思うのですけれども、何か案はあったのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

これについてなのですが、まだ具体的なシャワーの今修繕ということでありまして、今外側にあります、ガランを開けたら出るやつのガランのほうが今壊れているということで、使えないという状態でありまして、その修繕と、今料金に関してなのですが、今管理棟にいる監視員も1人ということで、いろいろと担当と話をしている状態でありまして、今後どのようなほうが良いか検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。シャワーのガランだけの取りかえだったんですね。管理棟のほうからも、そのシャワーの場所は見えないと思いますので、これはもう今までずっと続いていますから、ここはもう早目に改善したほうが良いと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

12ページの衛生費の海岸漂着物対策事業です。これはどういった形で行うのか、教えていただきたいと

思うのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

これは毎年6月の補正予算で計上させてもらっていますが、今年度も交付決定が下りましたので、それに伴い補正予算として計上しています。基本的には発生抑制という事業で、学校の子供たちを中心としたごみの海岸漂着物の学習となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは阿嘉、慶留間、座間味と場所は大体指定されているわけですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

場所に関しては、これから再度検討していきます。というのは、もともとこちらが昨年要望している額より大分減額になっているものですから、これはまた請負した業者と調整しながら、どの場所がいいかを選定して、子供たちの学習の場の提供にしていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

無人島にはかなりのプラスチックが今流れているというのは皆さん御存じだと思うのですが、それを私は処理するのかと思って今質問をしたのですが、無人島のこのプラスチックごみを、やはり今世界中でも問題になっていますけれども、それに関しての処理と私は勘違いしていたのですが、それに関して一応そういうつながりというのはありますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今海岸漂着物の対策事業につきましては、今私が説明させていただきました発生抑制のやつとごみの回収のほうがあります。ごみの回収に関しても、次年度そういったのが取り組めるかというのを模索したいと思いますが、基本的にこれも村としては一般廃棄物処理業者がないものですから、ちょっと難しいのかと思っておりますが、どうか工夫して行っていきたいと思います。またさらに、現在阿嘉島のほうはちょっと確認していない、座間味島のほうではダイビング協会とかそういった事業所が無人島のごみの回収を積極的に行っていただいていますので、この辺も村としてどうか支援して、その村の予算のみならず、他の事業所と連携して、そういったごみの回収ができたかと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ無人島もきれいにしていきたいと思いますので、頑張ってください。よろしく申し上げます。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和元年度座間味村一般会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第32号 令和元年度座間味村一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第33号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

(「進行」と言う者あり)

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第33号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 報告第1号 平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年度座間味村繰越明許費繰越計算書

一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
6 農林水産費	1 農業費	農業基盤整備促進工事	円 25,800,000	円 25,800,000	円 9,028,000	円 0	円 15,482,000	円 0	円 0	円 1,290,000
7 商工費	1 商工費	備品購入費	10,433,000	10,433,000	10,433,000	0	0	0	0	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	阿佐地区避難路法面対策工事	2,668,000	2,668,000	0	0	0	0	0	2,668,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	阿真地区道路整備工事	20,918,000	20,918,000	0	0	0	20,900,000	0	18,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	修繕費	2,512,000	2,512,000	0	0	0	0	0	2,512,000
8 土木費	4 港湾費	施設修繕費	6,895,000	6,895,000	0	0	0	0	0	6,895,000
8 土木費	4 港湾費	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備施行管理委託費	23,034,000	23,034,000	5,528,000	0	12,899,000	0	0	4,607,000
8 土木費	4 港湾費	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備磁気探査委託費	10,800,000	10,800,000	0	0	0	0	0	10,800,000
8 土木費	4 港湾費	(一括)歴史文化・健康づくり拠点整備工事請負費	799,793,000	799,793,000	191,950,000	0	447,884,000	0	0	159,959,000
8 土木費	6 住宅費	修繕費	21,548,000	8,283,000	0	0	0	0	0	8,283,000
10 教育費	1 教育総務費	手数料	52,000	52,000	0	0	0	0	0	52,000
10 教育費	1 教育総務費	(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備施行管理委託費	4,884,000	4,884,000	1,172,000	0	2,735,000	0	0	977,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	起債	その他	
10 教育費	1 教育総務費	(一括)座間味村戦跡及び戦跡記念碑等環境整備事業(座間味島)	円 31,104,000	円 31,104,000	円 7,464,000	円 0	円 17,419,000	円 0	円 0	円 6,221,000
10 教育費	1 教育総務費	土地購入費(学校用地)	1,116,000	1,116,000	0	0	0	0	0	1,116,000
10 教育費	1 教育総務費	阿嘉小学校教員宿舎体力度調査	2,000,000	2,000,000	0	0	0	0	0	2,000,000
10 教育費	1 教育総務費	冷房設置特例交付金工事	8,926,000	8,926,000	0	0	5,163,000	0	0	3,763,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小学校校舎改築設計委託業務	24,318,000	24,318,000	0	0	0	0	0	24,318,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉小中学校校舎解体工事	23,570,000	23,570,000	0	0	15,200,000	0	0	8,370,000
10 教育費	2 小学校費	阿嘉校仮設校舎設置工事	23,224,000	23,224,000	0	0	0	0	0	23,224,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	村道慶留間阿嘉線災害復旧工事	168,694,000	168,694,000	2,808,000	131,375,000	0	34,000,000	0	511,000
合計			1,212,289,000	1,199,024,000	228,383,000	131,375,000	516,782,000	54,900,000	0	267,584,000

令和元年6月17日

座間味村長 宮里 哲

これは一般会計のみとなっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

これで報告を終わります。

日程第16．発議第1号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書についてを議題といたします。

この採決は起立によって行います。日程第16．発議第1号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって発議第1号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

発議第1号

令和元年6月17日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮平讓治  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮平喜文

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でした。しかし、2018年に県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の7割の平均所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚生労働省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保

険料率が高く、負担が限界になっていることこそ「市町村国保の構造的問題」であると認識していたはずで  
す。

無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死  
亡した事例が県内2名、全国77名に達している（2018年全日本民医連「経済的事由による手遅れ死亡  
事例調査」2019年3月6日発表）という深刻な事態も起こっています。

このように、高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民の受療権を守るという  
皆保険制度の根幹を揺るがしているのです。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を  
縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引  
き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取  
り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政上からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可  
能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、このまま、地方に責任をおしつけ  
たまま「赤字解消計画」を突出させて先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で、国保の改善を進めていただく  
よう求めるものです。

- ① 住民生活を守る立場で、県知事会などが求めていた「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を  
実現すること。ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保  
料（税）の抑制、引き下げをめざすこと。
- ② 国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること。とりわけ「こどもの保険料均  
等割り」については廃止すること。
- ③ 滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止  
財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。国保法44条や77条による減免制度を  
拡充すること。
- ④ 「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されてい  
ないことを再確認し、国保料（税）抑制のための「繰り入れ」を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2019年6月17日

沖縄県座間味村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 宛

## 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める意見書

2018年4月から国民健康保険財政は、都道府県へ移管され、県と市町村が共同保険者となる新しい制度がスタートしました。初年度となる2018年度は、厚生労働省も国庫補助の増額と一般会計繰り入れ継続も含め保険料の抑制をすすめたため、沖縄県内においても保険料率を据え置く自治体が多数でした。しかし、2018年に県が定めた国保運営方針では「6年以内の赤字解消」が明記されており、もし、全国知事会や国保関係者が求めている「国庫補助の増額」がない状態で、「赤字解消」すなわち一般会計からの繰り入れ解消が先行した場合、国保料（税）の大幅引き上げにつながりかねません。

現状でも、沖縄県民のくらしは厳しく、「本土の7割の所得」であり「子どもの貧困率は全国最悪水準」にあります。年金水準も本土より低く、さらに国保料（税）の大幅引き上げが加われば、県民生活への打撃ははかりしれません。

そもそも、厚労省も国保の都道府県単位化にあたって、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料率が高く、負担が限界になっていることは「市町村国保の構造的問題」とであると認識していたはずで

す。無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が県内2例を含む77名に達している（全日本医連「2018年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」2019年3月6日発表）という深刻な事態も起こっています。

高すぎる国保料（税）は、住民の暮らしを苦しめるだけでなく、国民皆保険制度の根幹を揺るがしています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、「国保を持続可能にする」ためには「被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張しています。

ところがいま全国的に進行しているのは「一般会計からの繰り入れ解消」の計画的実行と保険料の大幅引き上げ、そして県や市町村への「保険者努力支援制度」による政策誘導、特に「収納率アップ」をめざす取り組みの中で「滞納差し押さえ」が全国でも沖縄でも増加傾向にあります。

現在進行している国保「改革」は、財政面からの「制度の持続可能性」が優先され、「国民生活の持続可能性」が十分検討されたとは言い難く、沖縄県民の生活を守る立場から、「赤字解消計画」を先行させることは避けるべきと考えます。

そこで、あらためて以下の通り、国民皆保険制度と県民生活を守る立場で国保の改善を進めていただくよう求めるものです。

- ① 住民生活を守る立場で、全国知事会などが求めている「1兆円規模」の国庫補助、定率補助の増加を実現するよう引き続き強く求め、ほかの医療保険から比べても、所得に対する保険料率が高く、生活を圧迫する国保料（税）の抑制、引き下げをめざすこと。
- ② 国庫補助増額によって「均等割り」を廃止、もしくは減額すること。とりわけ少子化対策に逆行する「こどもの保険料均等割り」は廃止を求めること。
- ③ 滞納による差し押さえは機械的に行わず、この間の裁判所の判決にもあるとおり、差し押さえ禁止財産の保全や相談活動を徹底するよう、通知を出すこと。
- ④ 「赤字解消計画」を強引に進めるのではなく、一般会計から国保財政への繰り入れは禁止されていないことを再確認し、県も含めて「繰り入れ」をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2019年6月17日

沖縄県座間味村議会

提出先

沖縄県知事 玉城デニー様

日程第17. 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

この採決は起立によって行います。日程第17. 発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

着席をお願いします。起立多数です。したがって発議第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

発議第2号

令和元年6月17日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 垣花太郎  
賛成者 座間味村議会  
議員 中村 勇

#### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月17日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 農林水産大臣 国土交通大臣

日程第18. 発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書についてを議題といたします。

この採決は起立によって行います。日程第18. 発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

着席願います。起立多数です。したがって発議第3号 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書は、原案のとおり可決されました。

発議第3号

令和元年6月17日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮平清志  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮平讓治

## 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

## 「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々、教育発展のために、御努力いただいていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子どもの状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として完全に定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしています。

しかしながら政府は、昭和60年度以降、義務教育費国庫負担制度の見直しを行い、これまで旅費、教材費、恩給費、共済費、公務災害補償基金、退職手当及び児童手当等義務教育に係る経費を相次いで一般財源化した経過があります。さらに、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は「2分の1」から「3分の1」に引き下げられ、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位となっています。

現在においても、教職員給与費のさらなる一般財源化ばかりか義務教育費国庫負担金全額の一般財源化を推し進めようとするなどの動きがあります。もし、義務教育費国庫負担が無くなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが予想されます。

子どもたちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。

そこで、貴議会におかれましては、国の関係機関に下記のような意見書を提出していただくよう要請いたします。

### 記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。
- 一、教職員定数改善を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置を正規職として拡充できるようにすること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組む優れた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和元年6月17日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
文部科学大臣 柴山 昌彦 様 あて

日程第19、発議第4号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議についてを議題といたします。

この採決は起立によって行います。日程第19、発議第4号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

着席してください。起立多数です。したがって発議第4号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議は、原案のとおり可決されました。

発議第4号

令和元年6月17日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 宮平喜文  
賛成者 座間味村議会  
議員 垣花太郎

北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する抗議決議

去る4月13日未明、北谷町で発生した在沖米海軍兵による凶悪な女性殺害事件に、深い悲しみとともに大きな衝撃を受けている。被害者女性を殺害した後に自殺した加害者米海軍兵は、今年1月から事件当日まで被害者女性への（接近・接触）を禁止する軍事保護命令の対象者であり、身の危険を感じ米軍へ訴えていた被害者女性は保護対象者であった。それにもかかわらず米軍は、女性を保護するどころか加害者海軍兵に（外出・外泊）許可を与えた。この惨事は、米軍が被疑者へ外出許可さえ与えていなければ、また、県民が望む駐留兵への基地外行動の規制を強化さえしていれば防げた可能性がある。

事件が発生した4月は、2016年に殺害された女性の三年忌に当たる。事件後、日本政府は「パトロール」を実施したが、何の予防策にもならず、形骸化した対策であったことは明らかである。これまで事件が起こるたびに米軍は「綱紀粛正」「教育の徹底」を誓ってきた。しかし、その後も事件、事故は繰り返され、県民は裏切られ続けている。県民の命よりも米軍を優先する日米両政府に強い憤りを感じずにはいられない。

更に、痛恨極まりないことは、この惨事を目の当たりにした第一発見者が幼い子どもだったということである。母親の無念、子の恐怖、精神的苦痛は計り知れない。被害者の遺族に対する十分な支援ときめ細やかなケアが求められる。また、社会的に起こりがちな被害者、遺族へのバッシングなどの二次被害が起こらないよう、徹底したプライバシーの保護と配慮を強く求める。

日本国憲法の下に復帰してから47年、今もなお、米軍人、軍属による事件事故は後を絶たず、平和憲法の保護を受けることなく県民の命は危険にさらされ、人権は蹂躪され続けている。繰り返される米軍人、軍属による事件、事故に何の再発防止策も講じることのできない日米両政府へ強い憤りを持って抗議するとともに、規律を守れない米軍には自国に撤収してもらい、沖縄に暮らす人々の「こころ」と「命」を尊重できる日米両政府であることを強く求める。

## 記

- 一、日米両政府は、被害者遺族への謝罪と適正な補償を速やかに行うこと。
- 一、日米両政府は、被害者遺族の保護と継続的なケアをきめ細やかに行うこと。
- 一、日米両政府は、真実を究明し、事件の全容を公表するとともに、再発防止策を講ずること。
- 一、米軍は、兵士の基地外行動の規制を強化し、実行徹底すること。
- 一、沖縄県は、被害者と遺族の保護を日米両政府に求めていく被害者支援窓口の強化をすること。

以上、決議する。

令和元年6月17日

沖縄県座間味村議会

### 抗議・要請宛先

アメリカ合衆国大統領 ドナルド・トランプ 殿 駐日米国大使 ウィリアム・F・ハガティ 殿  
在沖米軍四軍調整官 エリック・スミス 殿  
在沖米国総領事館総領事 ロバート・ケプキー 殿

日程第20．発議第5号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書についてを議題といたします。

この採決は起立によって行います。日程第20．発議第5号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

ありがとうございます。着席願います。起立多数です。したがって発議第5号 北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

令和元年6月17日

座間味村議会  
議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会  
議員 中村 勇  
賛成者 座間味村議会  
議員 宮平清志

北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

北谷町で発生した米海軍兵による女性殺害事件に関する意見書

去る4月13日未明、北谷町で発生した在沖米海軍兵による凶悪な女性殺害事件に、深い悲しみとともに大きな衝撃を受けている。被害者女性を殺害した後に自殺した加害者米海軍兵は、今年1月から事件当日まで被害者女性への（接近・接触）を禁止する軍事保護命令の対象者であり、身の危険を感じ米軍へ訴えていた被害者女性は保護対象者であった。それにもかかわらず米軍は、女性を保護するどころか加害者海軍兵に（外出・外泊）許可を与えた。この惨事は、米軍が被疑者へ外出許可さえ与えていなければ、また、県民が望む駐留兵への基地外行動の規制を強化さえしていれば防げた可能性がある。

事件が発生した4月は、2016年に殺害された女性の三年忌に当たる。事件後、日本政府は「パトロール」を実施したが、何の予防策にもならず、形骸化した対策であったことは明らかである。これまで事件が起こるたびに米軍は「綱紀粛正」「教育の徹底」を誓ってきた。しかし、その後も事件、事故は繰り返され、県民は裏切られ続けている。県民の命よりも米軍を優先する日米両政府に強い憤りを感じずにはいられない。

更に、痛恨極まりないことは、この惨事を目の当たりにした第一発見者が幼い子どもだったということである。母親の無念、子の恐怖、精神的苦痛は計り知れない。被害者の遺族に対する十分な支援ときめ細やかなケアが求められる。また、社会的に起こりがちな被害者、遺族へのバッシングなどの二次被害が起こらないよう、徹底したプライバシーの保護と配慮を強く求める。

日本国憲法の下に復帰してから47年、今もなお、米軍人、軍属による事件事故は後を絶たず、平和憲法の保護を受けることなく県民の命は危険にさらされ、人権は蹂躪され続けている。繰り返される米軍人、軍属による事件、事故に何の再発防止策も講じることのできない日米両政府へ強い憤りを持って抗議するとともに、規律を守れない米軍には自国に撤収してもらい、沖縄に暮らす人々の「こころ」と「命」を尊重できる日米両政府であることを強く求める。

## 記

- 一、日米両政府は、被害者遺族への謝罪と適正な補償を速やかに行うこと。
- 一、日米両政府は、被害者遺族の保護と継続的なケアをきめ細やかに行うこと。
- 一、日米両政府は、真実を究明し、事件の全容を公表するとともに、再発防止策を講ずること。
- 一、米軍は、兵士の基地外行動の規制を強化し、実行徹底すること。
- 一、沖縄県は、被害者と遺族の保護を日米両政府に求めていく被害者支援窓口の強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月17日

沖縄県座間味村議会

### 抗議・要請宛先

内閣総理大臣 安倍晋三 殿 衆議院議長 大島理森 殿 参議院議長 伊達忠一 殿  
防衛大臣 岩屋 毅 殿 外務大臣 河野太郎 殿  
沖縄及び北方対策担当大臣 宮腰 光寛 殿 特命全権大使（沖縄担当） 川村 裕 殿  
沖縄県知事 玉城デニー 殿

これで本定例会の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和元年第2回座間味村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会（午後2時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 清 志

署名議員 宮 平 譲 治